

都道府県税関係

平成28年2月16日（火）

総務省自治税務局都道府県税課

地方法人課税

法人課税の概要

法人税 (国)

11.0兆円

※ 税収の33.1%は地方交付税の原資

所得

× 税率
23.9% =

法人税額

地方法人税 (国)

0.5兆円

※ 税収の全額が地方交付税の原資
法人住民税法人税割の一部を国税化したもの

法人税額

× 4.4%

法人住民税 (県・市)

2.7兆円

法人税割

市

法人税額

× 9.7%

1.6兆円

県

法人税額

× 3.2%

0.6兆円

均等割

0.5兆円

法人事業税 (県)

5.5兆円
(2.1兆円)

※()内は地方法人特別税
(内数)

【資本金1億円超の普通法人】

所得割

所得

× 4.8%
(^㉗6.0%)

2.4兆円

外形標準
課税

付加価値割

付加価値額
(収益配分額+単年度損益)

× 0.96%
(^㉗0.72%)

0.6兆円

資本割

資本金等の額

× 0.4%
(^㉗0.3%)

0.2兆円

【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】

所得割

所得

× 9.6%

1.9兆円

【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】

収入割

収入金額

× 1.3%

0.4兆円

※ 税収はH27収入見込額であり、その積算に当たってはH27改正前の税率を用いている。

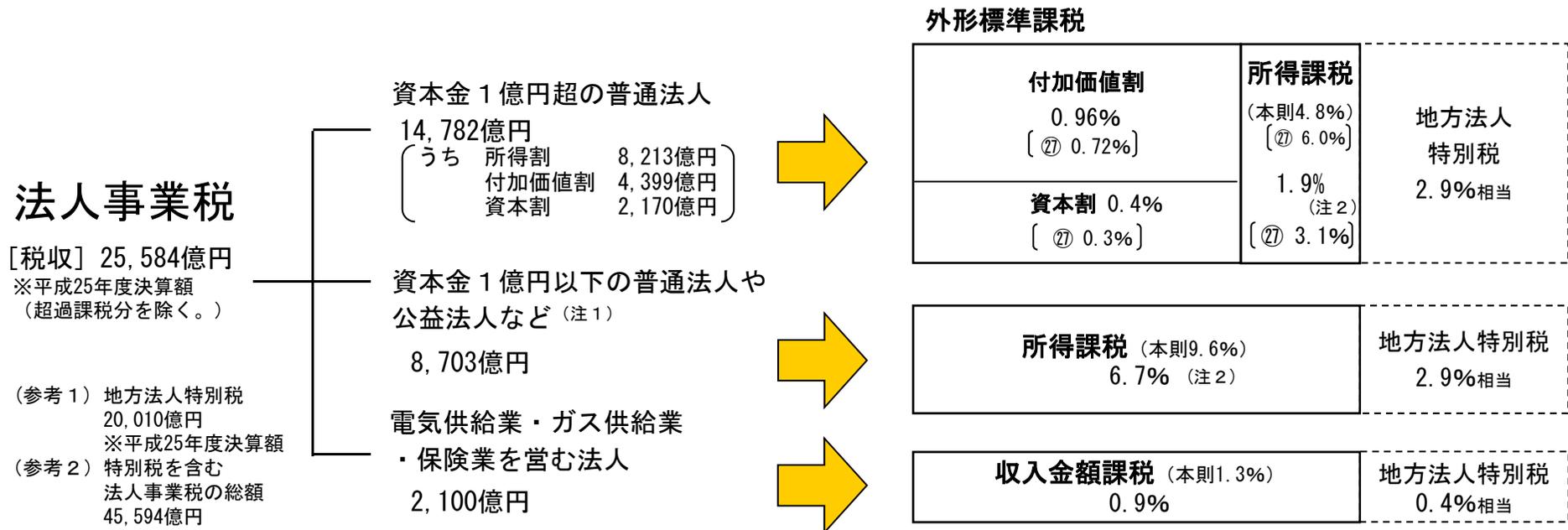
※ 端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。

法人事業税の概要

- 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方にに基づき課税されるもの。

(注) 法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。

- 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。
- 消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して地方法人特別税を創設。(平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用。平成26年10月1日以後に開始する事業年度からは地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に還元。)



(注) 1 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については4.6%の税率が適用される(本則6.6%)。

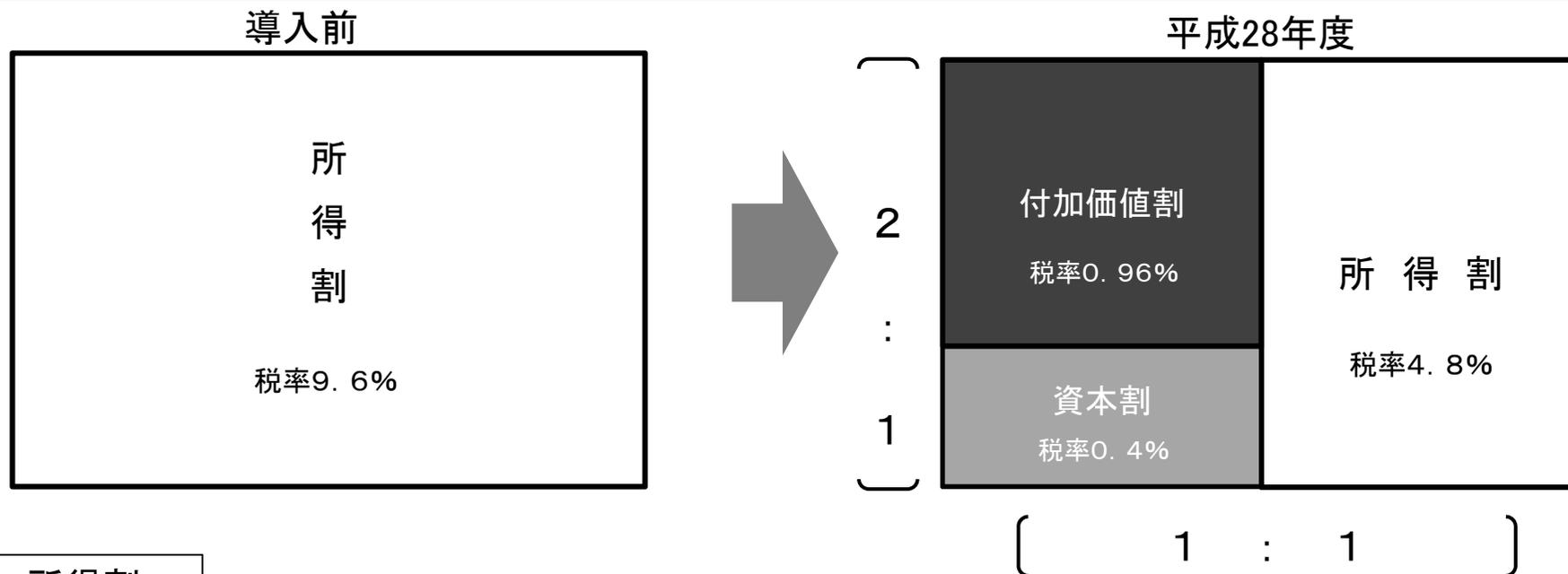
2 所得課税分の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。

※ 税率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率である。

※ 制限税率は標準税率の1.2倍。

外形標準課税制度の概要（平成27年度改正後の平成28年度からの姿）

資本金1億円を超える法人が対象（平成25年度では全法人中約1%（2.3万社／246万社））



所得割

法人の所得によって課税（税率4.8%）

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

付加価値額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ \text{（報酬給与額※+純支払利子+純支払賃借料）} \end{array} + \begin{array}{c} \text{単年度損益} \end{array} \right] \times 0.96\%$$

※雇用安定控除（収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除）有り

資本金割

法人の資本金等の額によって課税（1千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り）

資本金等の額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{資本金又は出資金の額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{資本金の額又は出資金の額以外の金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.4\%$$

○ 制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保して、税率を引き下げる。

⇒ 国・地方の法人実効税率は、28年度において「20%台」となる。

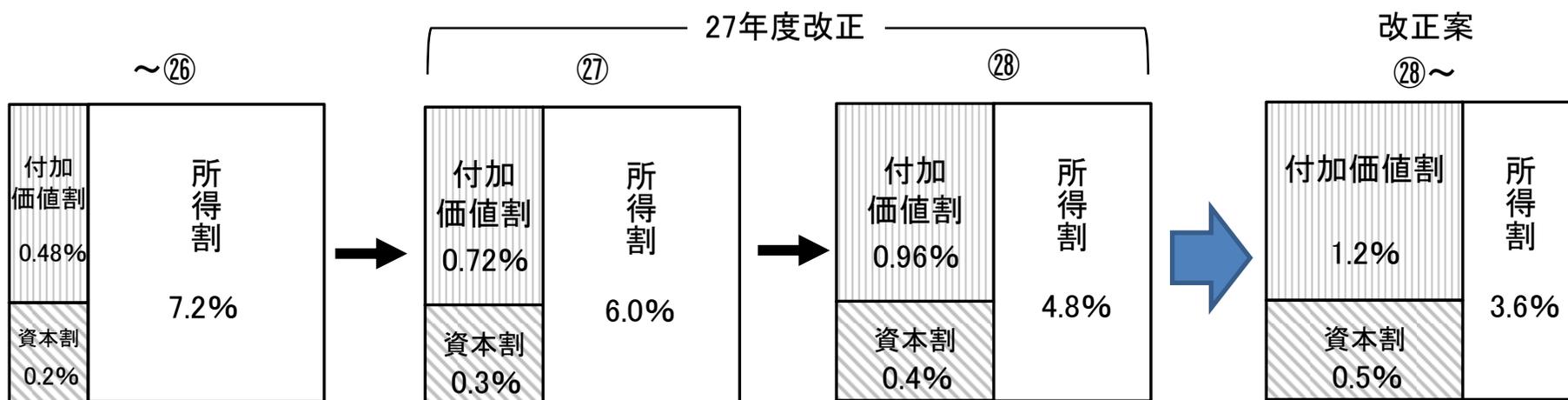
	26年度 (改革前)	27年度 (27年度改正)	28年度 (28年度改正案)	30年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
大法人向け法人事業税所得割 * 28年度までは、地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大（案）

法人事業税所得割の税率を引き下げ、外形標準課税を5/8に拡大する。

[27年度改正]
[改正案]
 ~②⑥ 2/8 → ②⑦ 3/8 → ②⑧ 4/8 → ②⑧~ 5/8

【税率】	~②⑥	→	[27年度改正]	→	②⑧	→	[改正案]
付加価値割	0.48%		②⑦ 0.72%		②⑧ 0.96%		②⑧~ 1.2%
資本割	0.2%		②⑦ 0.3%		②⑧ 0.4%		②⑧~ 0.5%
所得割	7.2%		②⑦ 6.0%		②⑧ 4.8%		②⑧~ 3.6%

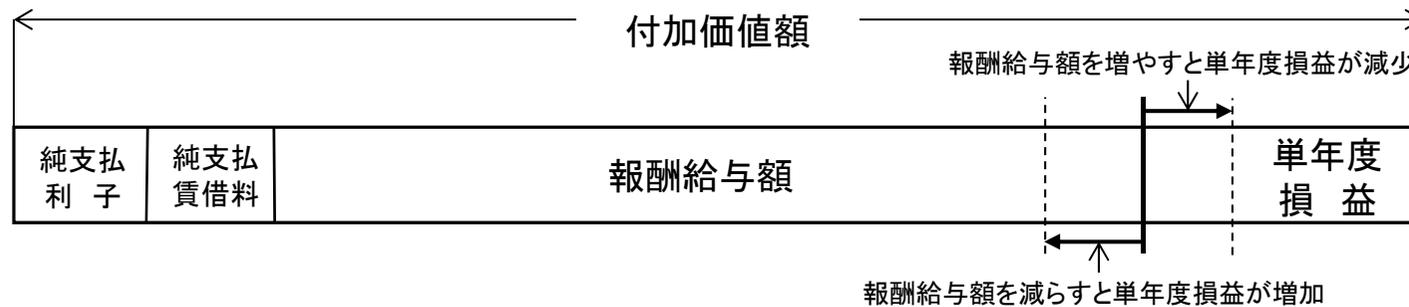


- ※ 資本割における特例（圧縮特例、持株会社特例、個別特例）については、現行特例の趣旨を踏まえ、維持。
- ※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置。
- ※ 所得割の税率には地方法人特別税を含む。

法人事業税付加価値割の概要

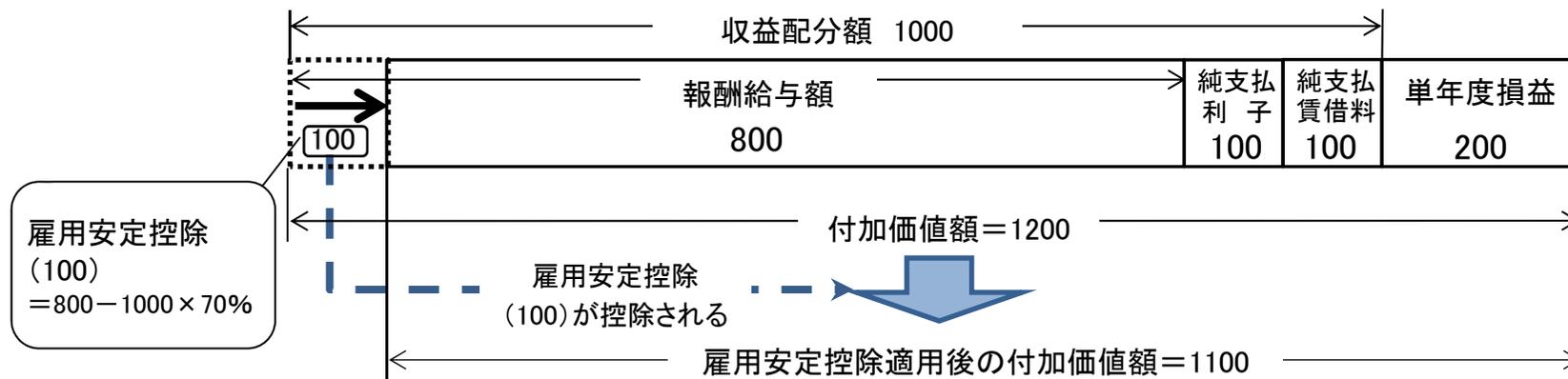
- 付加価値割の課税標準である「付加価値額」は、他の条件が同じであれば、報酬給与額が増加しても税額が増加しない仕組み。
- その上でさらに、雇用に配慮し、報酬給与額の比率が高い法人については、付加価値額から一定額を控除し負担を軽減。

◆ 報酬給与額が増減しても単年度損益と相殺されることにより、付加価値額は変わらず、税額は一定



◆ 報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合、付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

※ 雇用安定控除額 = 「報酬給与額」-「収益配分額」× 70%



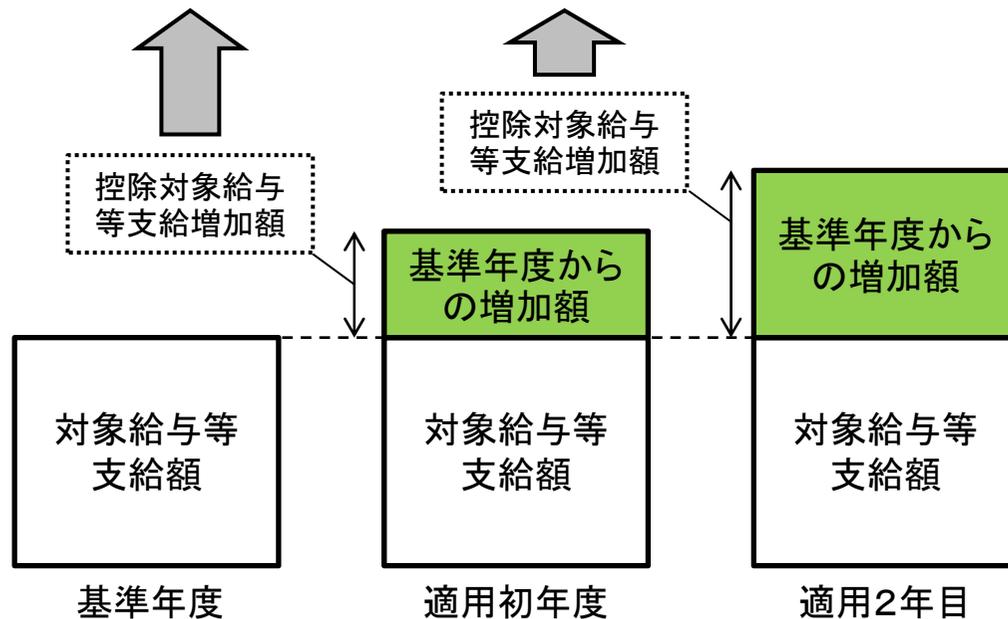
賃上げへの対応(平成27年度改正)

- 外形標準課税の拡充に際し、賃上げを促進する観点から、法人税の所得拡大促進税制における「控除対象給与等支給増加額」を付加価値割の課税標準の報酬給与額から控除し、増加額に係る付加価値割額を、実質的に税額控除。(赤字法人にも適用)

※ 雇用安定控除との重複の調整等所要の措置を講ずる。

控除対象給与等支給増加額に係る付加価値割額を控除

[控除額] 法人税の控除対象給与等支給増加額 × 税率 × 雇用安定控除調整率



【要件】

- (1) 基準年度と比較して、
平成27年度:3%以上
平成28年度:4%以上
平成29年度:5%以上
の給与等総支給額が増加
- (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
- (3) 平均給与等支給額が前年度を上回ること

(基本的に平成24年度)

負担変動の軽減措置（平成28年度改正案）

外形標準課税の拡大(27/3/8→28/5/8)に対応し、平成27年度改正で創設した負担変動に対する軽減措置を拡充。

外形標準課税の拡大により負担増となる法人(欠損法人、事業規模に比して所得が小さい法人)のうち、事業規模が一定以下の法人について、3年間、負担増を軽減する措置を講ずる。

付加価値額30億円以下の法人

→

負担増となる額の

H28	3/4
H29	2/4
H30	1/4

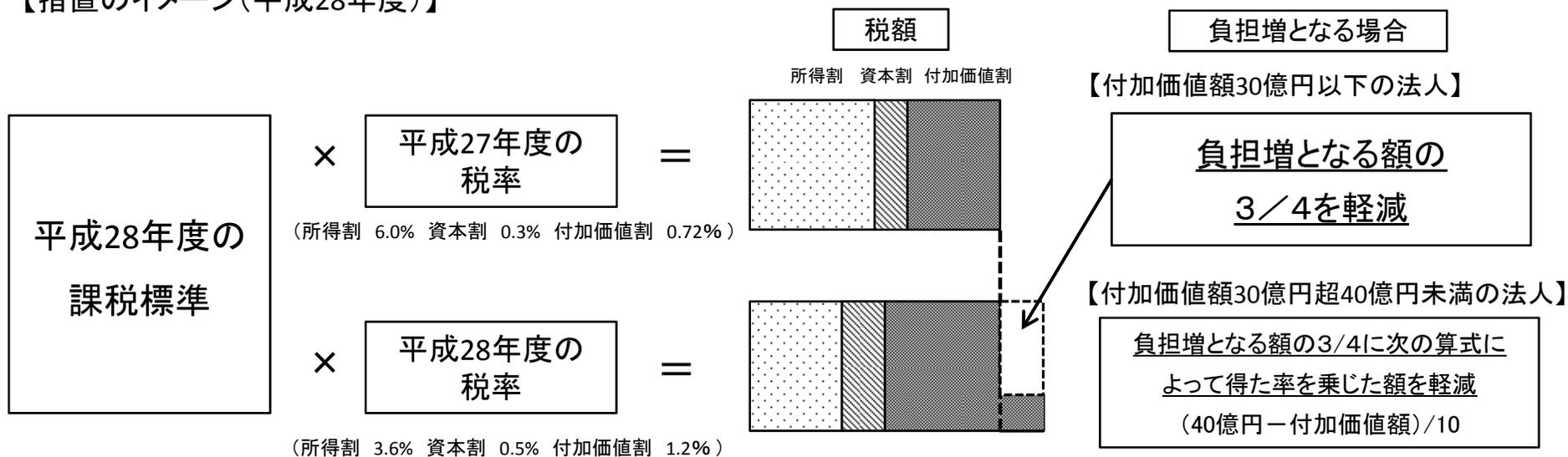
を軽減

付加価値額30億円超40億円未満の法人

→

負担増となる額に各年度の軽減率を乗じた額に、
付加価値額に応じて1から0までの間の率を乗じた額を軽減

【措置のイメージ(平成28年度)】



平成28年度税制改正大綱（外形標準課税関係部分抜粋）

平成27年12月16日
自由民主党
公明党

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

(1) 成長志向の法人税改革

① 法人実効税率「20%台」の実現

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した成長志向の法人税改革を、更に大胆に推進する。法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す。

改革初年度の平成27年度税制改正においては、欠損金繰越控除の段階的見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の段階的拡大及び租税特別措置の見直しにより財源を確保しつつ、税率を引き下げ、法人実効税率（従前34.62%）を平成27年度に32.11%とした。（中略）

地方法人課税においては、大法人向けの法人事業税の外形標準課税について、平成27年度税制改正において平成28年度に8分の4とすることとしたが、地域で雇用を支える中堅企業への影響に十分配慮しつつ、平成28年度に8分の5へと拡大する。これとあわせて、所得割（地方法人特別税を含む。）の標準税率（平成27年度6.0%）を、平成28年度に3.6%に引き下げる。（後略）

平成28年度税制改正大綱（中小法人関係部分抜粋）

（平成27年12月16日）
自由民主党
公明党

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

(1) 成長志向の法人税改革

② 法人税制をめぐる諸課題

ロ 地方法人課税については、大法人向けの法人事業税の外形標準課税の拡大も踏まえ、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

ハ 中小法人課税については、実態を丁寧に検証しつつ、資本金1億円以下の法人に対して一律に同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う。資本金以外の指標を組み合わせること等により、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準に見直すことについて検討する。

その上で、中小法人のうち7割が赤字法人であって一部の黒字法人に税負担が偏っていることや、大法人と中小法人の制度格差が拡大しており、中小法人が大法人へと成長していく意欲を損ないかねないことを踏まえ、中小法人向けの制度の全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行う。

人口一人当たりの税収額の指数(平成26年度決算額)

地方税計

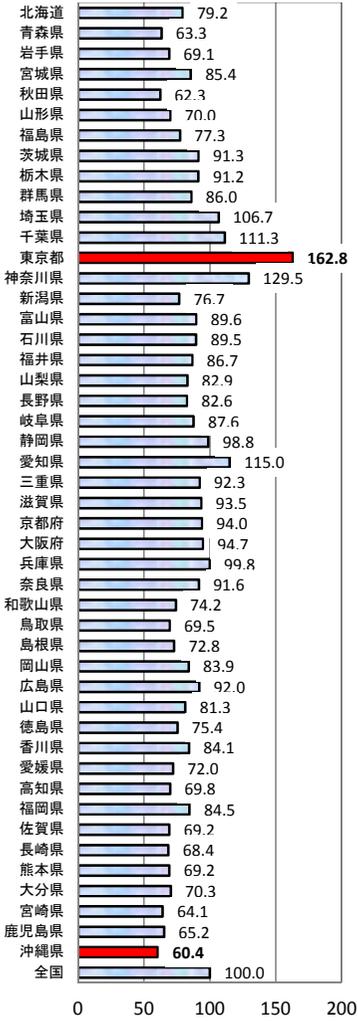
最大/最小: 2.6倍



36.0兆円

個人住民税

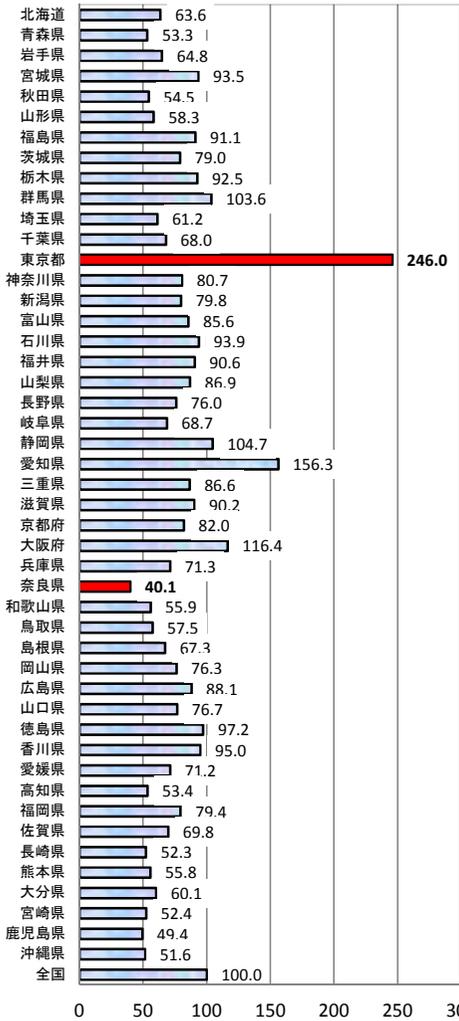
最大/最小: 2.7倍



11.8兆円

地方法人二税

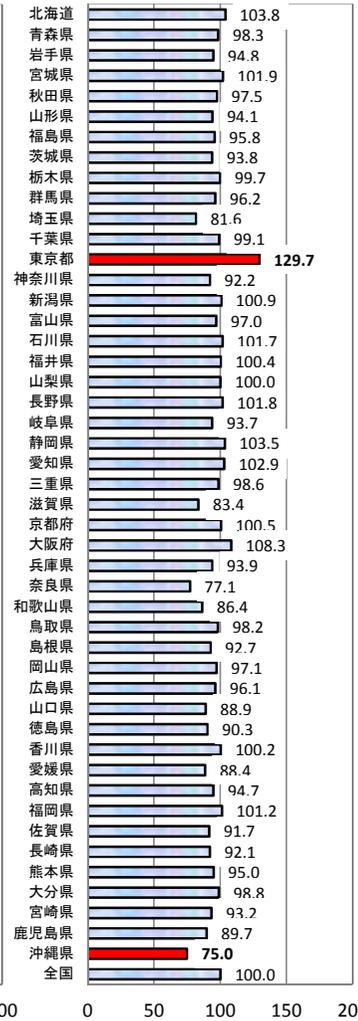
最大/最小: 6.1倍



5.8兆円

地方消費税(清算後)

最大/最小: 1.7倍



3.1兆円

固定資産税

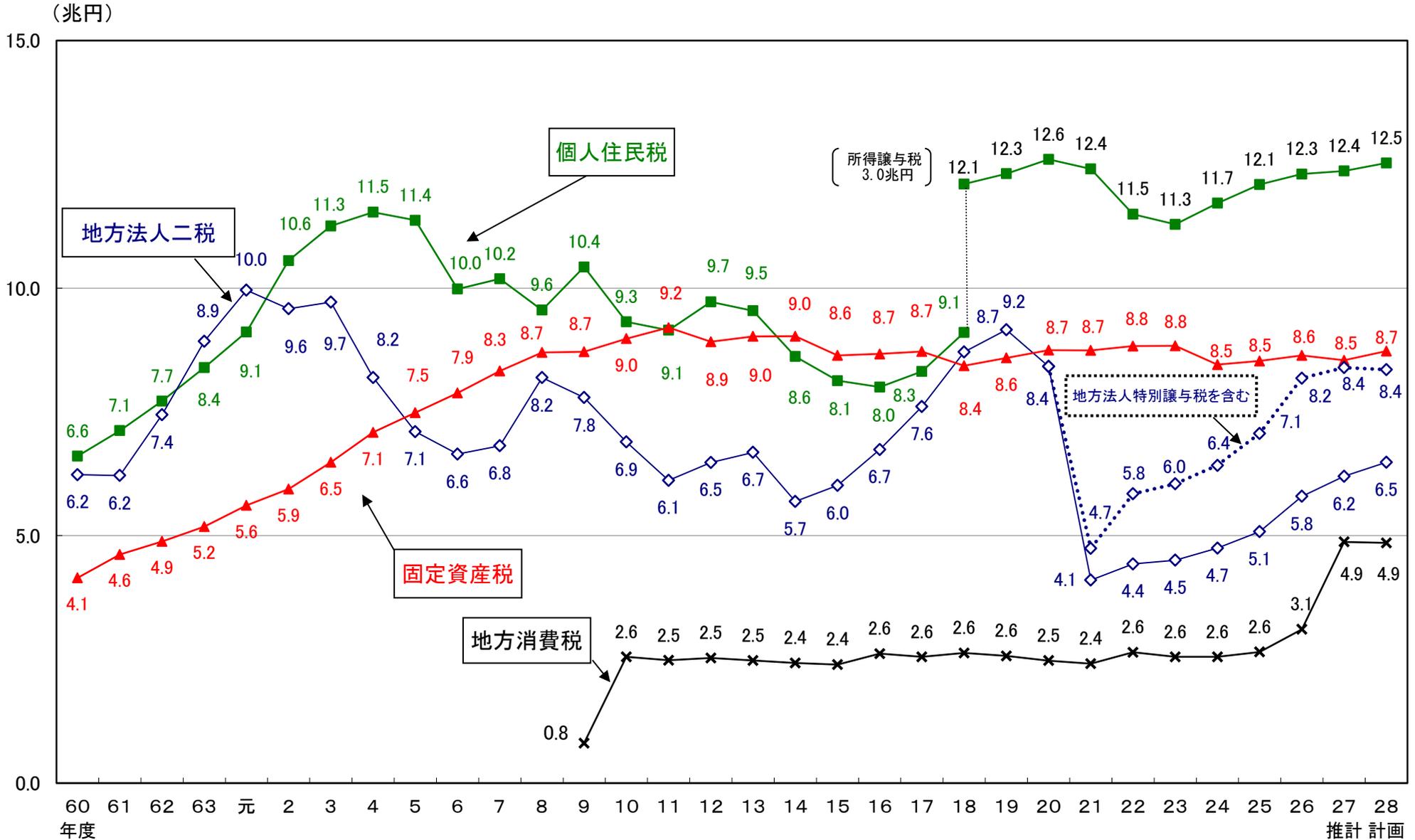
最大/最小: 2.3倍



8.7兆円

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別課税と税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別課税と税を含まない。)の合計額であり、超過課税分等を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分等を除く。
 (注5) 人口は、平成27年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

主要税目（地方税）の税収の推移



(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 平成26年度までは決算額、27年度は推計額 (H27. 12時点)、28年度は地方財政計画額である。
 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.2兆円、(㉘) 1.9兆円)

法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。

法人住民税

[税収]

都道府県：8,422億円

市町村：21,662億円

均等割

資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：2～80万円(制限税率なし)

市町村民税：5～300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

[税収] 都道府県：1,381億円 市町村：4,026億円

法人税割

法人税額に応じた負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：法人税額の3.2% [法人所得の0.82%相当] (制限税率4.2%)

市町村民税：法人税額の9.7% [法人所得の2.47%相当] (制限税率12.1%)

[税収] 都道府県：7,041億円 市町村：17,636億円

* 税収は、平成26年度決算額（超過課税を含まない。）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律（抄）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)①<H25.11>

地方法人所得課税についての基本的考え方

- 地方法人所得課税（法人住民税法人税割及び法人事業税所得割）については、
 - ・ 税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと、
 - ・ 法人の事業活動がより広域化しており税収を帰属させる課税団体についてもある程度の大きさが必要であること等の課題が指摘。

- 今回の地方消費税の税率引上げのように他の偏在性の小さい安定した地方税を充実していくことを前提に、
 - ・ 法人の事業活動規模等に即した外形的な基準による課税への移行や
 - ・ 国税化による地方交付税原資化を図ることを検討すべき。

- 地方交付税原資化を検討すべきものとしては、
 - ・ 偏在性が大きく、国の法人税と課税ベースの共通性の高い法人住民税法人税割
 - ・ 地方法人特別税、法人事業税所得割

- （地方交付税原資化の）対象としては、まず、法人事業税よりも偏在性が大きく、また、国の法人税と課税ベースの共通性の高い法人住民税法人税割を検討。

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)②<H25.11>

地方消費税率の引上げに対応した偏在是正措置

- 偏在性の小さい安定した地方税体系を構築するためには、地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と法人住民税法人税割の地方交付税原資化によることが基本。
- 今回の地方消費税の増収は不交付団体においても生じるものであるから、地方消費税の税率引上げのタイミングは、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を図る一つの機会。
- 税制抜本改革法第7条第5号口の規定に基づき、関係者の理解が得られる範囲内で、地方消費税の税率引上げに併せて、都道府県及び市町村の法人住民税法人税割の一部について交付税原資化を図ることを検討すべき。

地方法人特別税・譲与税制度と他の偏在是正措置

- 地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべき。
- その際、法人住民税法人税割の交付税原資化により、より望ましい偏在是正措置に移行していくべき。

地方法人課税の偏在是正について

【平成26年度与党税制改正大綱】

[消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]:制限税率

(都道府県分) 5.0% [6.0%] → 3.2% (△1.8%) [4.2%]

(市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]

2. 地方法人税の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- ・ 税込額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

[消費税率10%段階]

- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

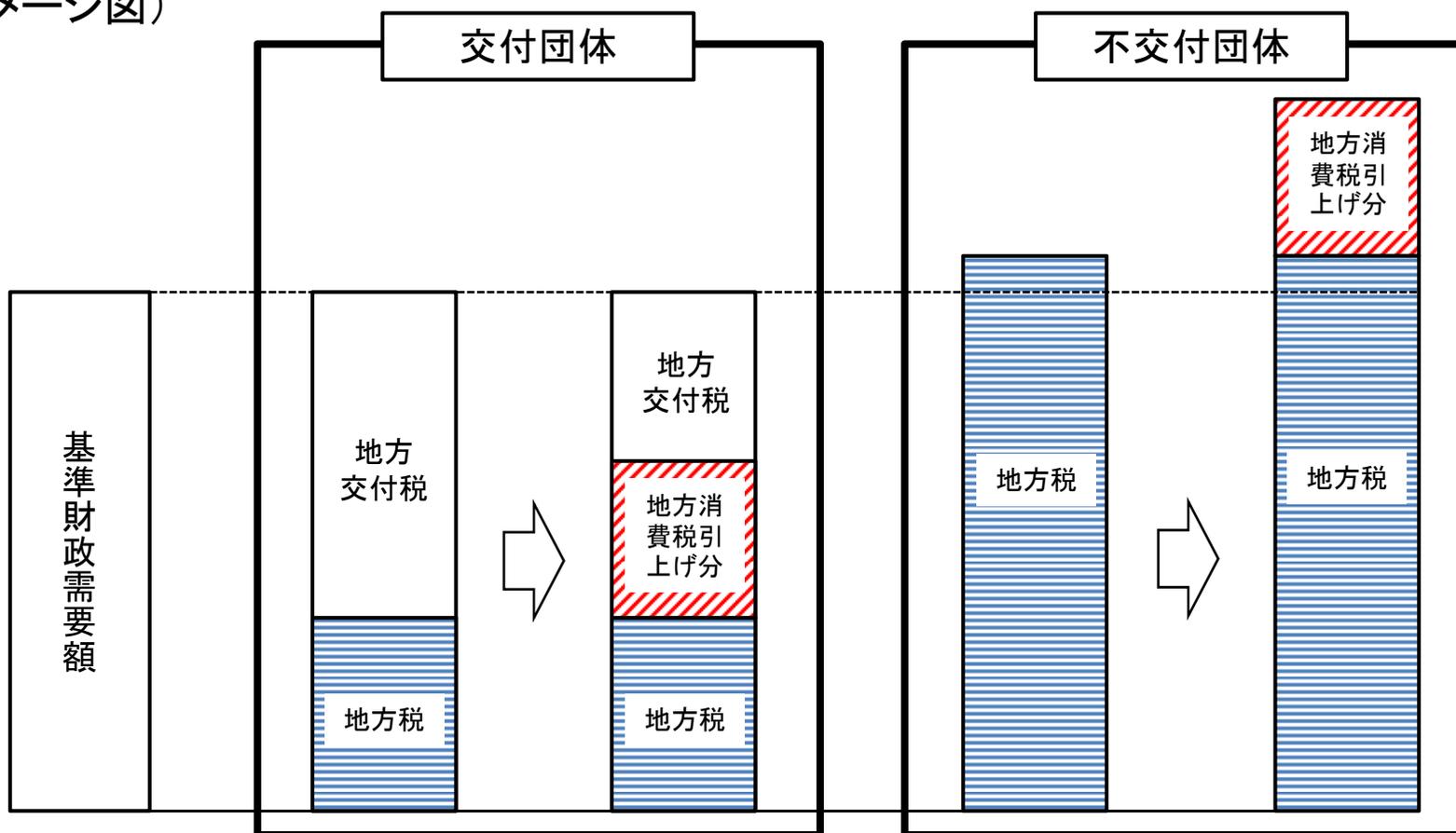
【平成27年度与党税制改正大綱】

- 平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

地方消費税の税率引き上げにより交付団体と不交付団体間の財政力格差は拡大

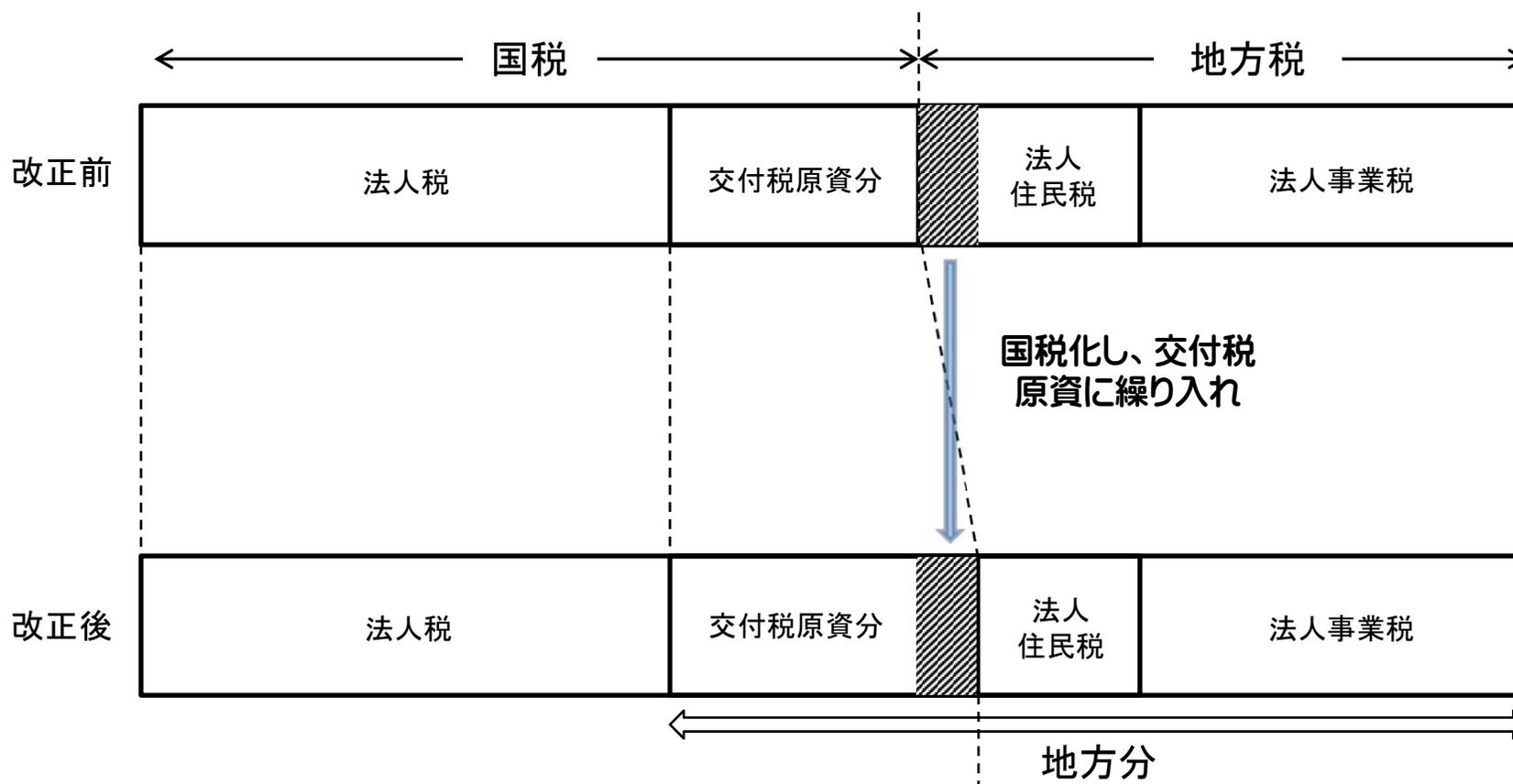
- 地方消費税の税率引き上げにより、交付団体については地方交付税が減少し収入は変わらない。一方で、不交付団体については、地方消費税の引き上げ分、財源超過額が拡大する。

(イメージ図)



法人住民税法人税割の交付税原資化

- 偏在度が高く年度間の税収の変動が大きい法人住民税法人税割の一部を国税化し、交付税原資に繰り入れる。
- 法人住民税法人税割の一部は国税化することとなるが、地方固有の財源である地方交付税原資に国税化された全額を繰り入れることにより、地方団体の貴重な税財源であるという性格が失われることはない。



地方法人課税の偏在是正についての地方団体の意見(抜粋)

【全国知事会】「平成28年度税財政等に関する提案」(平成27年11月)

- 消費税・地方消費税率の10%への引上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすべきである。
- 地方法人特別税・譲与税制度については、あくまでも暫定的な措置として導入されたものであり、その廃止等を図ることを基本として検討すべきであり、平成26年度大綱において「地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」とされているが、単に法人事業税に復元するだけでは地域間の税収格差が現在より拡大すること、また景気回復に伴い法人関係税収が増加するとさらに税収格差が拡大することになるといった課題があり、現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえた措置が同時に講じられるべきである。

【全国市長会】「平成28年度国の施策及び予算に関する重点提言」(平成27年11月)

- 消費税率(国・地方)10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。
法人住民税法人税割の交付税原資化については、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであり、これを地方一般財源の不足に対する確保策としないこと。

地方法人課税の偏在是正についての地方団体の意見(抜粋)

【全国町村会】「平成28年度税制改正に関する要望」(平成27年11月)

- 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。
- 地方法人課税に関する検討にあたっては、法人市町村民税が、地域社会の費用について、その構成員である法人にも幅広く負担を求めるために課税するものであること、企業誘致等の税源かん養のインセンティブとなっていること等を踏まえ、個別町村において行政サービスの低下を招かないよう慎重に行うこと。

【指定都市市長会】「平成28年度税制改正要望」(平成27年10月)

- 法人住民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。
地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で行われるべきであり、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方間で再配分する地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すべきである。

【東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、名古屋市】

「日本再興を支える地方税財政の確立に向けて」都市からの提言(抄)(平成27年11月)

- 法人事業税の暫定措置は、消費税率10%への引上げを待つことなく、速やかに撤廃し、地方税として復元すること
- 地方法人税は速やかに撤廃し、法人住民税に復元すること
- 上記措置の拡大及び上記に類する地方自治体間での財源調整のための措置の新設は行わないこと

第二 平成28年度地方税制改正等への対応

1 地方法人課税の偏在是正

（3）消費税率（国・地方）10%段階の措置

消費税率（国・地方）10%段階の措置に関しては、当審議会として、これまで関係団体等から広く意見を聞きながら検討を行い、論点を確認してきた。

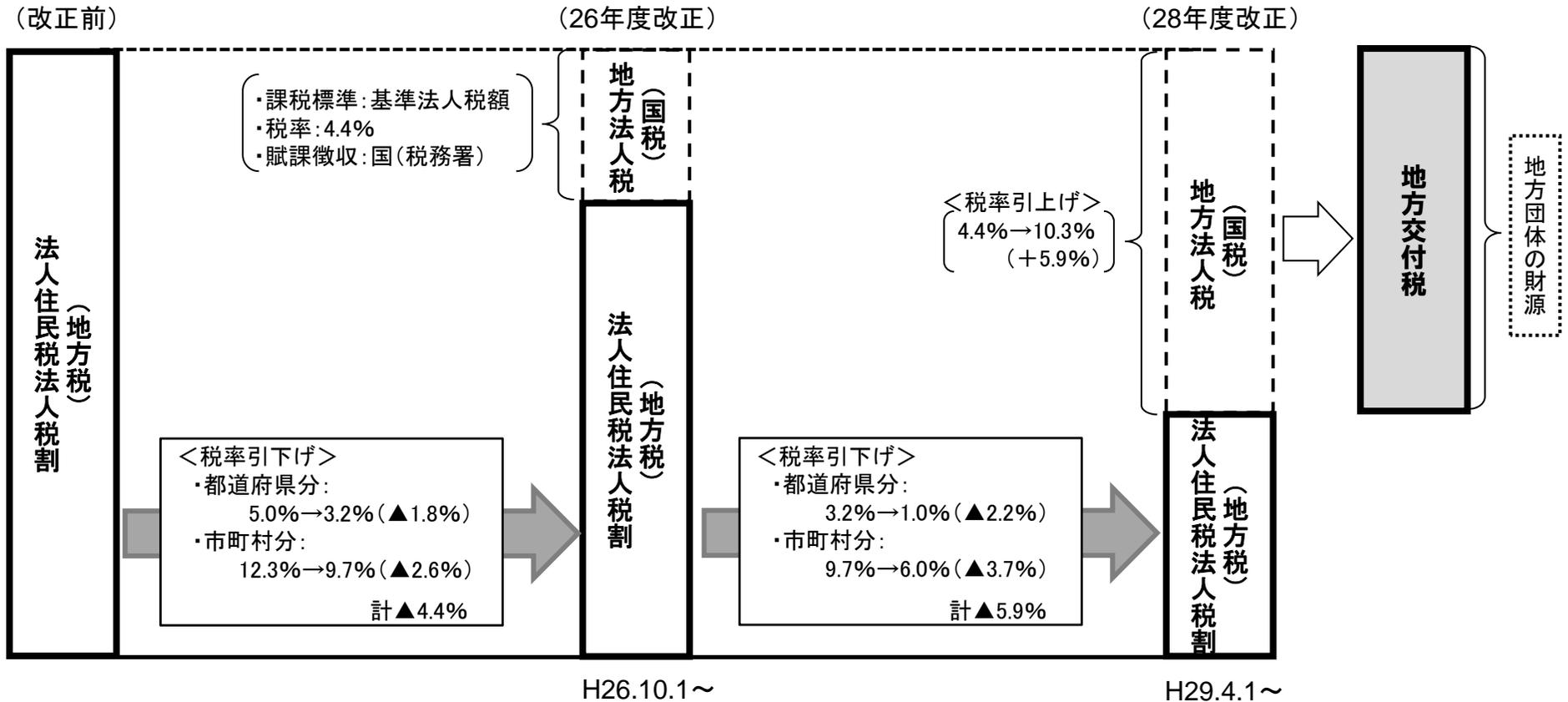
消費税率（国・地方）10%段階においては、8%段階と同様に、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるべきである。

また、地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべきである。その際には、地方法人特別税・譲与税制度と同様の偏在是正効果を有する他の措置を講じ、地域間の税源偏在が拡大しないようにすべきである。

その際、市町村間における税源の偏在と財政力の格差が都道府県より大きいこと、地方法人特別税・譲与税制度による都道府県間の偏在是正措置は、それによって生じる財源を活用して、歳出の特別枠が創設されるなど、市町村にもメリットがあることを踏まえ、地方法人特別税・譲与税制度に代わる他の偏在是正措置については、都道府県・市町村双方が取り組むことが妥当である。

法人住民税法人税割の交付税原資化(案)の概要

消費税率8%及び10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税(国税)の創設及び税率引上げを行い、その税込額を地方交付税原資化



地方法人特別税・譲与税の廃止（案）

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として導入 ※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

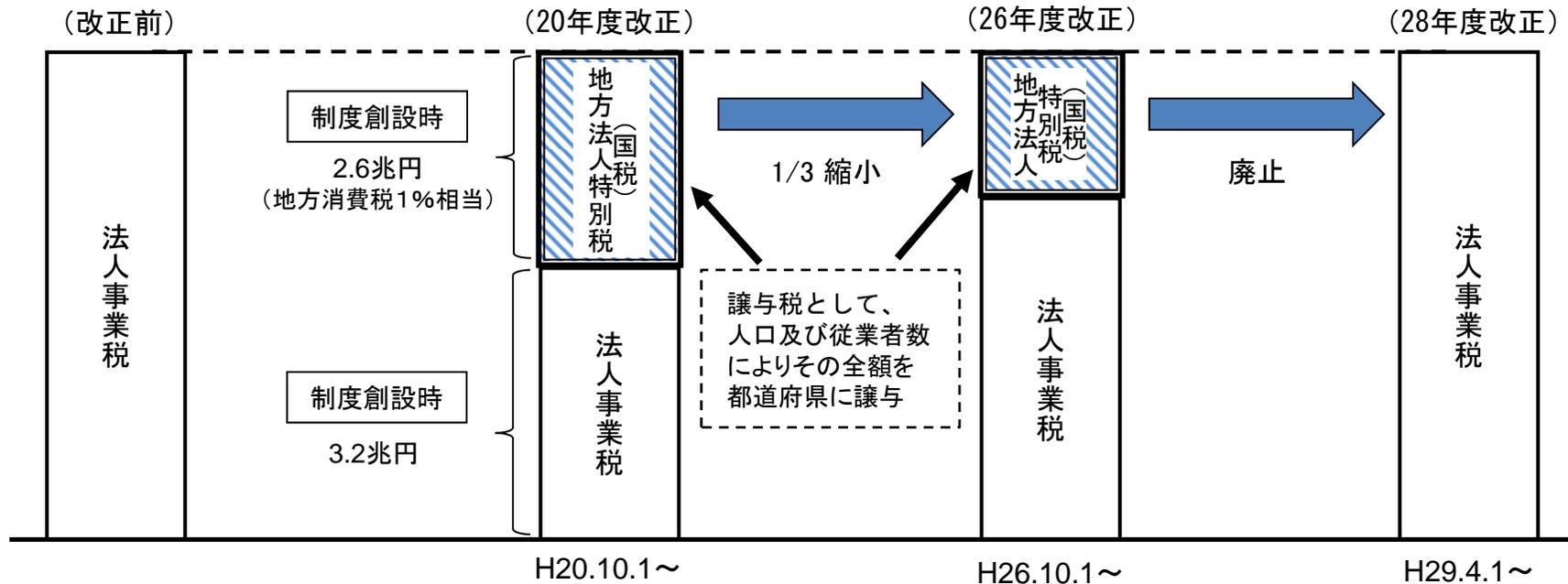


平成26年度改正 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

平成28年度改正 地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元

※平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用



地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

法人事業税交付金の創設(案)

- 地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設。
(平成29年度～)

※ 年度間の税収変動や偏在性の大きい市町村分の法人住民税法人税割の一部を、外形標準課税が導入され、税収の安定化が図られてきた法人事業税の交付金に置き換えることにより、市町村の税源の偏在是正と財政運営の安定化にも寄与。

1. 交付額

都道府県の法人事業税額の100分の5.4(市町村分の法人住民税法人税割の引下げ(2%)相当分)

※ 初年度(平成29年度)は交付率につき所要の経過措置を講ずる。

2. 交付基準

従業者数

※ 経過措置として、3年間は
右のとおりとする。

H29 : 法人税割額

H30 : $\frac{2}{3}$ …法人税割額 $\frac{1}{3}$ …従業者数

H31 : $\frac{1}{3}$ …法人税割額 $\frac{2}{3}$ …従業者数

※ その他所要の措置を講ずる。

- なお、法人住民税法人税割の税率引下げに伴う減収額を対象に地方債の発行を可能とする特例規定を設ける。

平成28年度税制改正大綱（偏在是正関係部分抜粋）

平成27年12月16日
自由民主党
公明党

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

3 地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置

(1) 地方法人課税の偏在是正

地方創生を推進するためには、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する必要がある。こうした観点も踏まえ、地方法人課税については、消費税率（国・地方）8%段階の措置に引き続き、消費税率10%段階においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずる。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元するとともに、これに代わる偏在是正措置を講ずる。

具体的には、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税の税率を当該引下げ分相当引上げ、その税込額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。更に、地方法人特別税・譲与税に代わる偏在是正措置に伴う市町村の減収補てん、市町村間の税源の偏在性の是正及び市町村の財政運営の安定化を図る観点から、法人事業税の一定割合を市町村に交付する制度を創設する。なお、この偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。

平成28年度税制改正(地方法人課税の偏在是正)に対する地方団体の意見(抜粋)

【全国知事会】「平成28年度与党税制改正大綱」について(平成27年12月)

地方法人課税の偏在是正について、これまで全国知事会が主張したとおり、地方法人特別税・譲与税の廃止を決定したことを評価するとともに、地方法人特別税・譲与税に代わる税源の偏在是正措置として、また、消費税率(国・地方)8%段階の措置に引き続き消費税率10%段階における偏在是正措置として法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を進めることなどが示されたが、これは、これまで全国知事会が主張してきた地方法人課税のあり方を見直すことによって地方税源の偏在是正方策を講ずるべきとの方向性に沿ったものであり評価する。

引き続き、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実に努め、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めていただきたい。また、この偏在是正措置により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上することが明記されたが、地方税の偏在是正により生じる財源は、地方の自主的・主体的な施策等に活用すべきものであり、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上し、実効性のある税源偏在是正措置を実現していただきたい。

【全国町村会】平成28年度与党税制改正大綱について(平成27年12月)

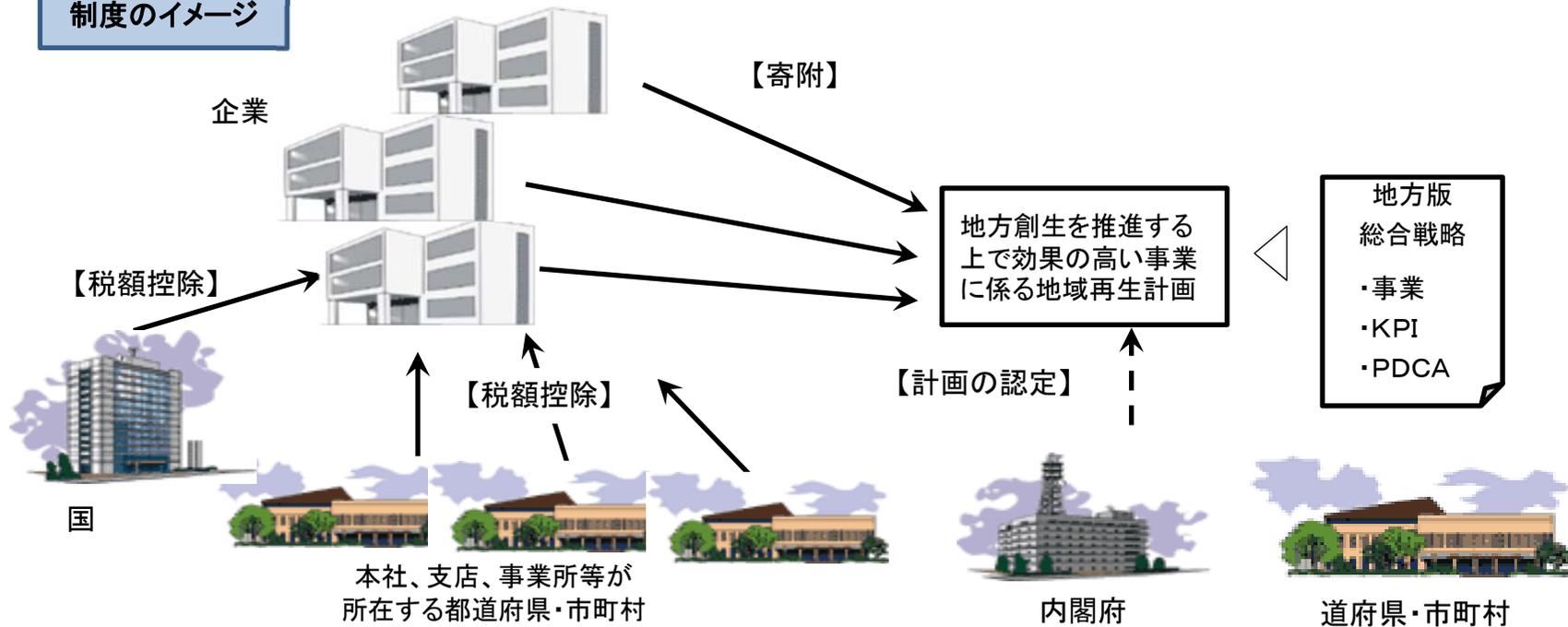
地方法人課税の偏在是正は、地域の財政力格差の縮小等に寄与するものであり、併せて法人事業税交付金の創設や激変緩和措置を講じていただいた。

地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の創設（案）

地域再生法で整備する枠組み

- 都道府県・市町村が、地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、地方創生を推進する上で効果が高いもの（KPI、PDCA等を整備）について、地域再生計画を策定し、国（内閣府）の認定を受ける。
 - ・ 地方交付税の不交付団体かつ三大都市圏に所在する団体については対象外。
 - ・ 企業の本社が立地する都道府県・市町村の事業に対する寄附は対象外。

制度のイメージ



地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附への課税の特例を措置

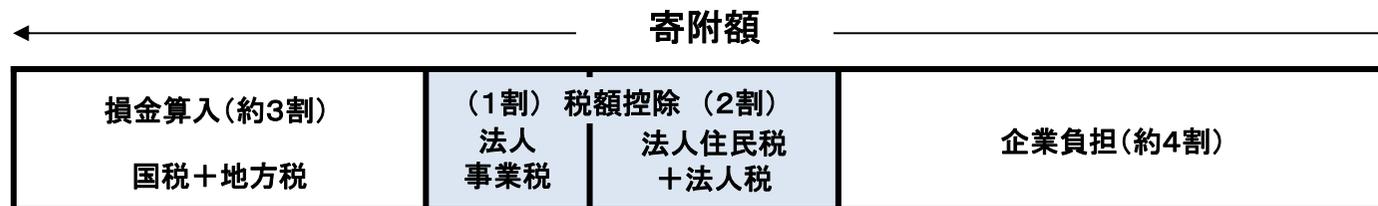
寄附を行った企業に対する課税の特例

[措置内容]

- 地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附（寄附下限額10万円）について、現行の寄附金の損金算入措置（寄附額の約3割）に加え、法人事業税・法人住民税及び法人税から税額控除。
 - ・ 法人事業税 寄附額の10%を控除
 - ・ 法人住民税 寄附額の20%を控除
 - ・ 寄附額の20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を法人税で控除（寄附額の10%限度）
- 控除額の上限は、法人事業税20%^(※)、法人住民税20%、法人税5%
 - ※ 地方法人特別税廃止後は15%

[適用期限] 平成31年度

[税制措置のイメージ]



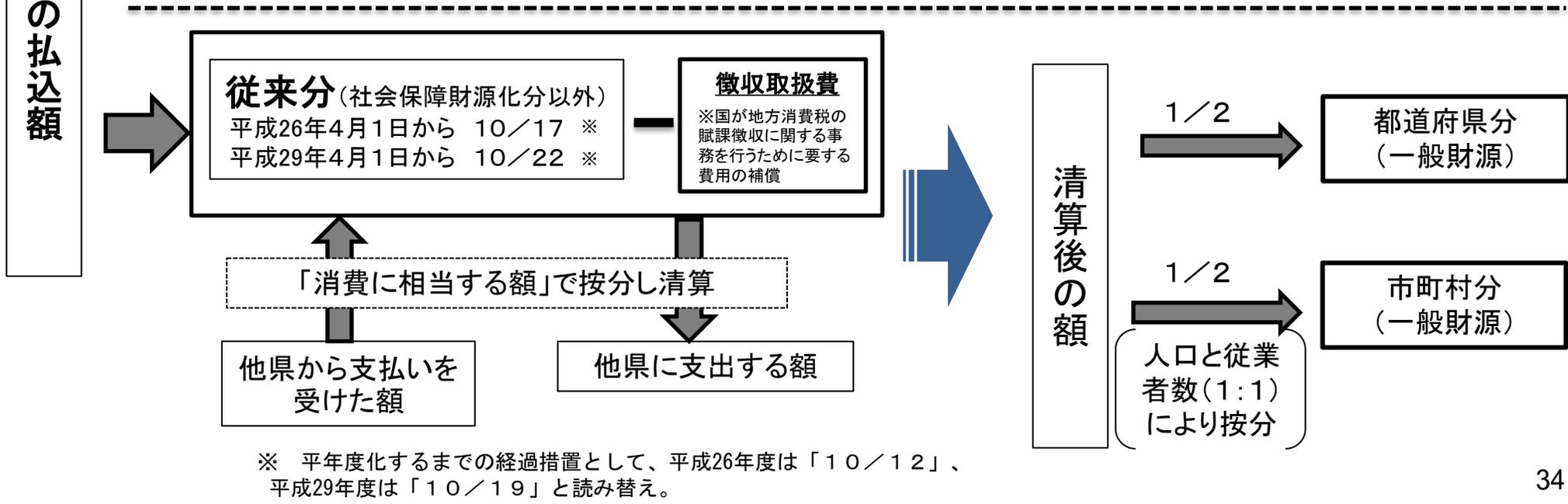
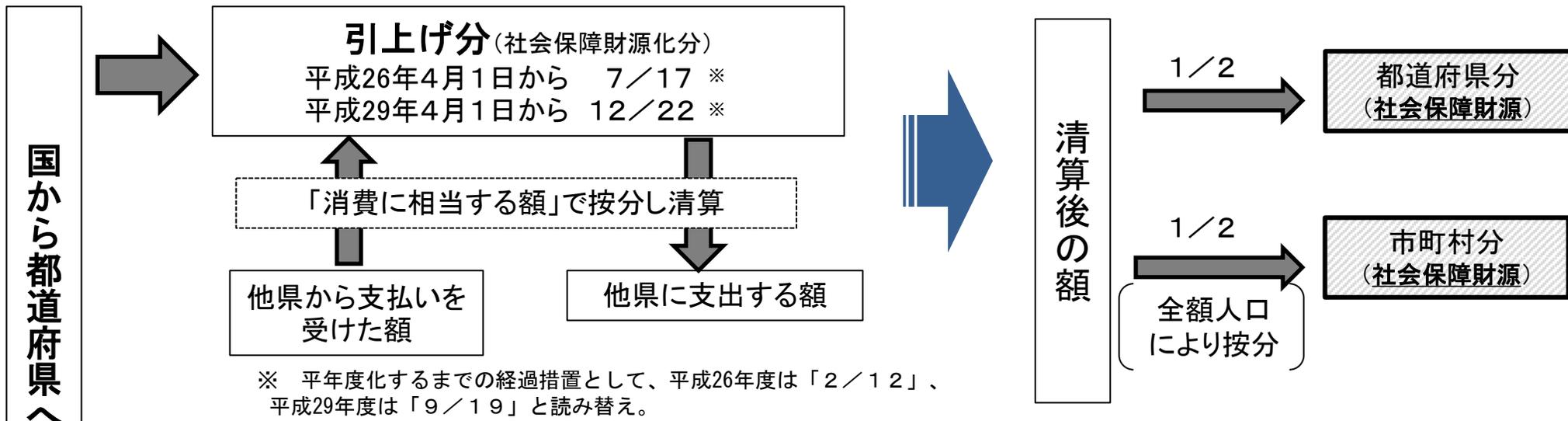
※ 地域再生法で整備する枠組みの中で都道府県・市町村が寄附を行う企業への「見返り」となる便宜供与を禁止する。

地方消費稅

地方消費税の概要

項 目	内 容		
1. 課税主体	都道府県		
2. 納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者		
3. 課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付		
4. 課税標準	消費税額		
5. 税 率	現行	63分の17(消費税率換算1.7%)	
	平成29年4月～	78分の22(消費税率換算2.2%)	
		国の消費税とあわせて 8%	
		10%	
6. 税 収	31,064億円(平成26年度決算額)		
7. 使 途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)		
8. 清 算	国から払い込まれた地方消費税額につき、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間で清算		
	指 標	ウェイト	
	「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額		15/20
	「人口(国勢調査)」		3/20
		「従業者数(経済センサス基礎調査)」	2/20
9. 交 付 金	税収(清算後)の2分の1を市町村に交付		
交付基準	人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス基礎調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)		
10. 沿 革	平成9年4月 創設、平成24年8月 改正法公布(施行は平成26年4月、平成29年4月)、 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ		

地方消費税収の仕組み



軽減税率制度の概要

税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月に、以下のとおり、軽減税率制度を導入する。

- 軽減税率の対象品目
 - ・ 飲食料品の譲渡（飲食店営業等を営む事業者が、一定の飲食設備のある場所等において行う食事の提供を除く）
 - ※ 飲食料品は、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除くものとする）
 - ・ 定期購読契約に基づく週2回以上発行される新聞の譲渡

- 軽減税率 8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） 標準税率 10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）

- 適格請求書等保存方式の導入
 - ・ 平成33年4月から、適格請求書等保存方式を導入する。
 - ・ 登録を受けた課税事業者が交付する適格請求書及び帳簿の保存を、仕入税額控除の要件とする。
 - ※ 適格請求書の記載事項は、発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容（軽減税率対象である旨の記載を含む）、税率ごとに合計した対価の額及び適用税率、消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称とする。
 - ・ 税額計算の方法は、適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算の選択制とする。

（適格請求書等保存方式導入までの経過措置）

- ・ 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。具体的には、請求書等の記載事項に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額、を加える（区分記載請求書等保存方式）。
なお、上記①・②については、区分記載請求書の交付を受けた事業者が、事実に基づき追記することを認める。
- ・ 売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例を設ける。

（適格請求書等保存方式導入後の経過措置）

- ・ 適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。

平成28年度税制改正の大綱（抜粋） （軽減税率関係部分）

平成27年12月24日
閣議決定

- (6) 軽減税率制度の導入に当たっては、財政健全化目標を堅持するとともに、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保するため、平成28年度税制改正法案において次に掲げる旨を規定する。
- ① 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
 - ② 財政健全化目標との関係や平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革や社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。
- (7) 軽減税率制度の円滑な導入・運用のため、平成28年度税制改正法案において次に掲げる旨を規定する。
- ① 軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるため、政府に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための必要な措置を講ずる。
 - ② 軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税の確保の観点から、中小・小規模事業者の経営の高度化を促進しつつ、軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、軽減税率制度導入による簡易課税制度への影響、経過措置の適用状況などを検証し、必要と認められるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずる。

（地方税）

- (1) 消費税の軽減税率制度の導入に伴い、地方消費税について所要の措置を講ずる。

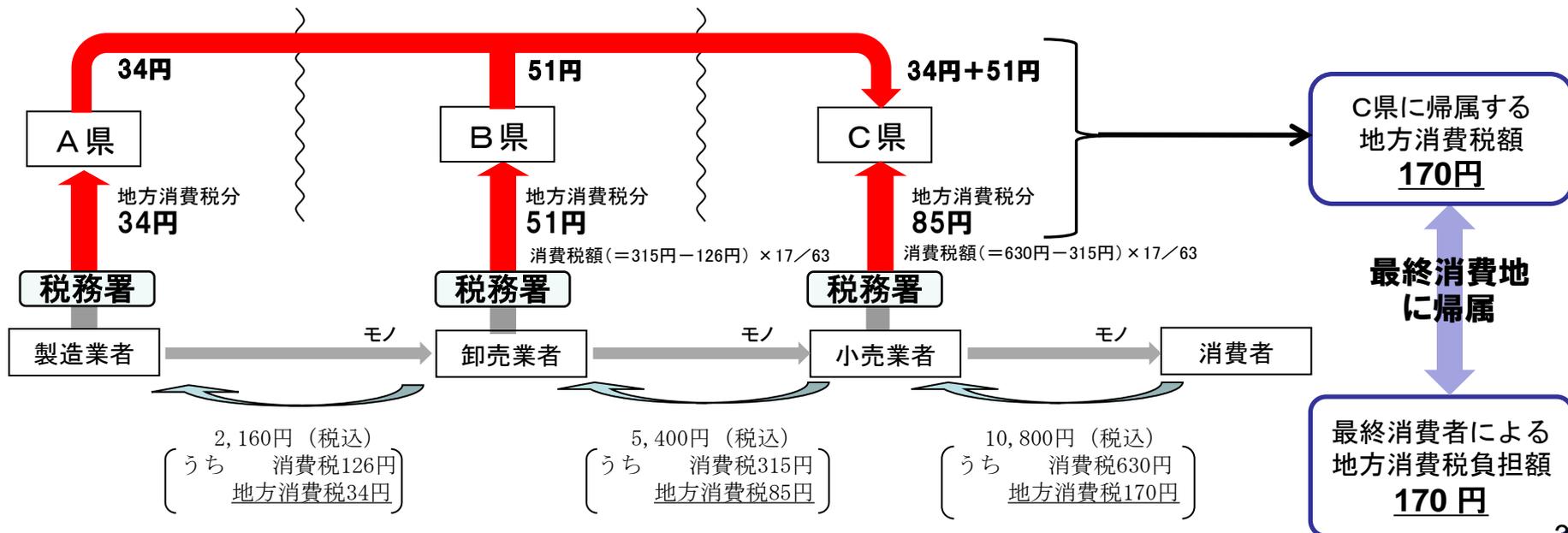
消費税率（国・地方）について

	～平成25年度	平成26年度～	平成29年度～	
			標準税率	軽減税率
消費税 + 地方消費税	5%	8%	10%	8%
消費税	4%	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税 (※消費税率換算)	1%	1.7%	2.2%	1.76%
地方消費税率	100分の25	63分の17	78分の22	

消費税(国・地方)の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算

- 消費税・地方消費税の最終負担者は消費者であり、税金は「最終消費地」(下記C県)に帰属すべき(仕向地原則)。
- しかしながら、我が国の消費税・地方消費税制度においては、製造業者、卸売業者等の各中間段階で、製造業者、卸売業者等により、本店所在地の税務署(国)に、消費税と地方消費税を一括して申告納付。
- また、その上で税務署(国)から所在都道府県に地方消費税相当額が払いこまれる(納税者の事務負担軽減の観点から、地方消費税の徴収を国に委託)ため、「最終消費地」(下記C県)と「税金が一旦帰属する都道府県」(下記A県・B県)との不一致が生じる。
- 地方消費税の清算は、最終消費地と税金の最終的な帰属地(ともに下記C県)とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税金を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて「清算」しているもの。

【清算のイメージ】



地方消費税の清算基準について

- 地方消費税は、事業者を納税義務者とし、最終消費者を実質的な負担者として予定する消費型付加価値税。
- 国から払い込まれた地方消費税収を、消費に関連した基準(＝清算基準)によって都道府県間で清算することにより、税収の帰属地と最終消費地を一致させている。

【現行の清算基準】

指 標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	15%
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	10%

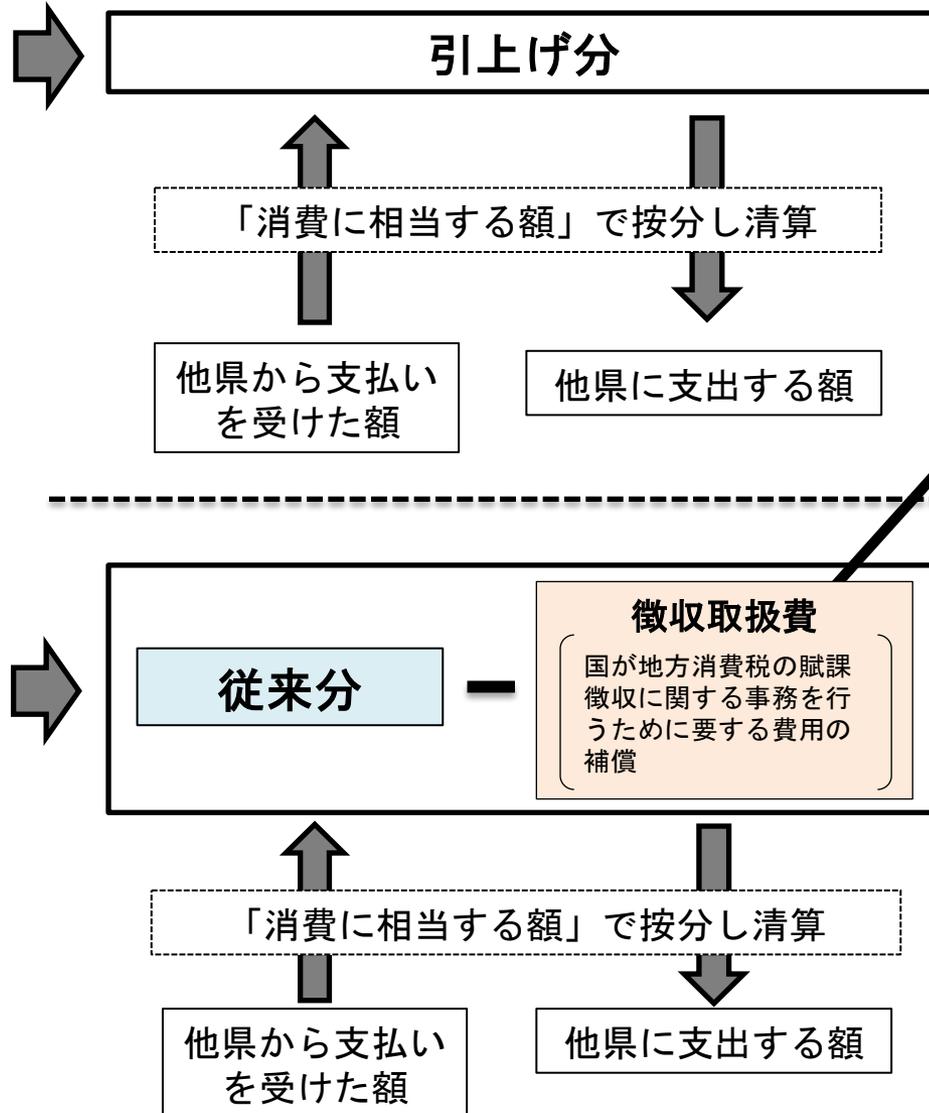
※平成7年度の税制改正に関する答申(平成6年12月15日政府税制調査会)

消費型付加価値税は事業者を納税義務者とし、最終消費者を実質的な負担者として予定するものである。域内事業者の付加価値と域内消費者の最終消費との課税ベースを一致させるためには、課税権者はその境界において移入課税・移出免税の調整を行うことが不可欠となり、国際的にも各国の付加価値税では同様の措置が採られている。・・・しかしながら、県境に税関に相当する機関を持たない我が国地方制度の下で、県境税調整を行うことは現実的には極めて困難であると言わざるを得ない。

今般創設されることとなった地方消費税において採られた消費基準による清算システムは、この県境税調整に代替する現実的な解決策として位置付けることが可能である。各都道府県における最終消費額を直接把握し、これに応じた清算を行えば、消費者の負担額に応じた税収の帰属を図ることが可能となる。地方消費税の消費基準による清算は、実務的には統計上の制約はあろうが、現実的な選択肢であると考えられる。

地方消費税の仕組みと徴収取扱費について

国から都道府県への払込額



<徴収取扱費の改正案>

【譲渡割】（現行）従来分 × 0.45%
↓
（改正案）従来分 × 0.55%

【貨物割】（現行）従来分 × 0.50%
↓
（改正案）従来分 × 0.55%

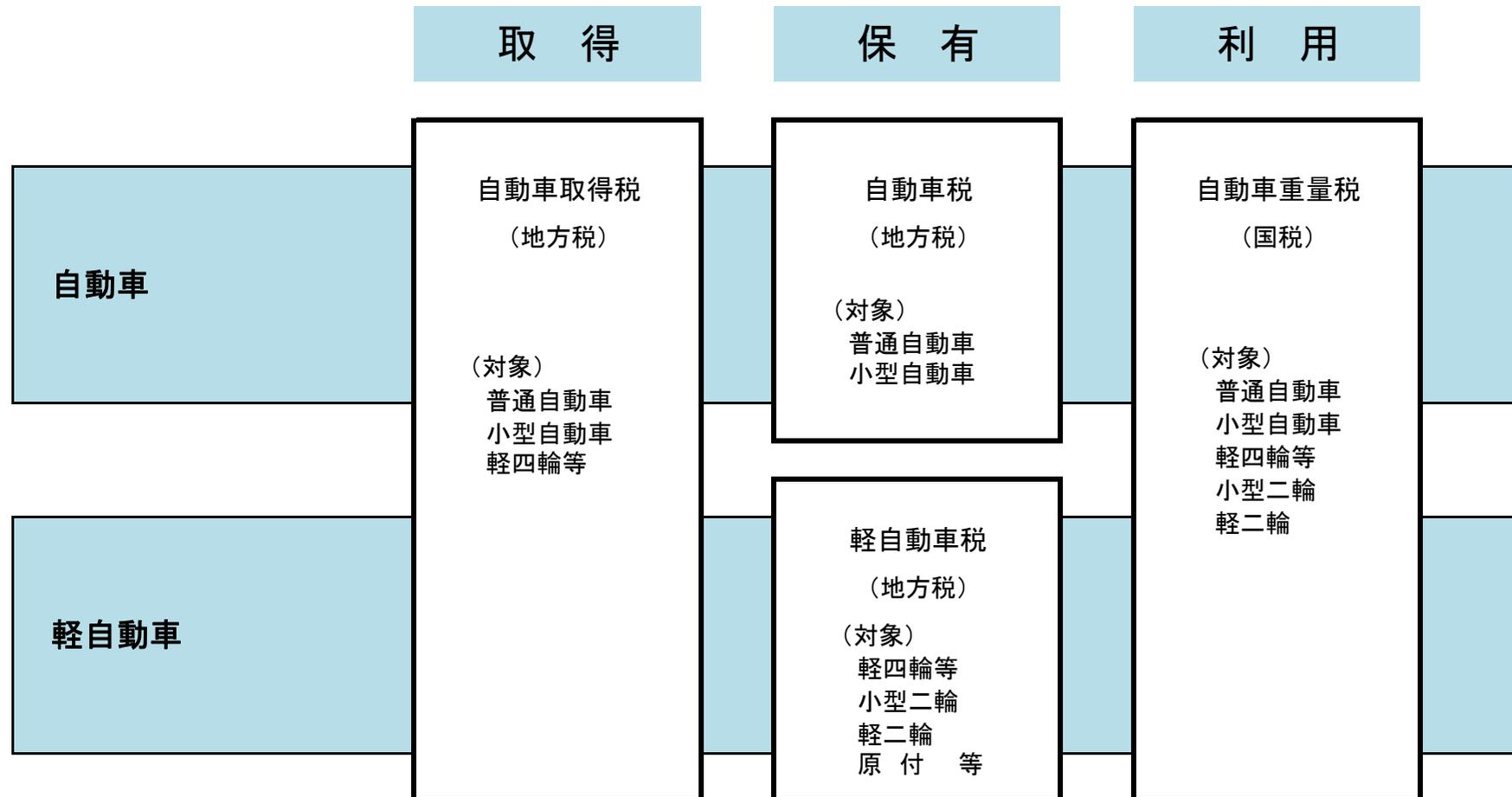
○ 消費税率（国・地方）の引上げにより消費税に占める地方消費税の割合が増加することから、徴収取扱費率も高まるもの。

【参考】平成26年度決算額 116億円

車体課税

①現行制度等の概要

車体課税の概要



自動車取得税の概要

項 目	内 容
1. 課 税 主 体	都道府県
2. 納 税 義 務 者	自動車の取得者
3. 課 税 客 体	自動車の取得（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車、大型特殊及び小型特殊自動車を除く）
4. 課 税 標 準	自動車の取得価額
5. 税 率	自家用自動車（軽自動車除く） 3% 営業用自動車及び軽自動車 2%（当分の間の措置 本則は3%）
6. 免 税 点	50万円（H30.3.31まで。本則は15万円）
7. 交 付 金	都道府県に納付された税額の100分の95のうち、10分の7を市町村（特別区含む）に交付 （更に政令指定都市には、国・県道管理分として、政令市特例分が交付されている）
8. 税 収	863億円（平成26年度決算額）
9. 沿 革	昭和43年 都道府県及び市町村の道路に関する費用に充てるため、目的税として創設（税率3%） 昭和49年 自家用自動車（軽自動車除く）に特例税率（いわゆる暫定税率）を導入（3%→5%） 平成21年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、用途制限を廃止 平成22年 これまでの10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、5%の税率水準を維持 平成26年 消費税8%引上げに伴う当分の間税率の見直し（自家用5%→3%、営業用及び軽自動車3%→2%）

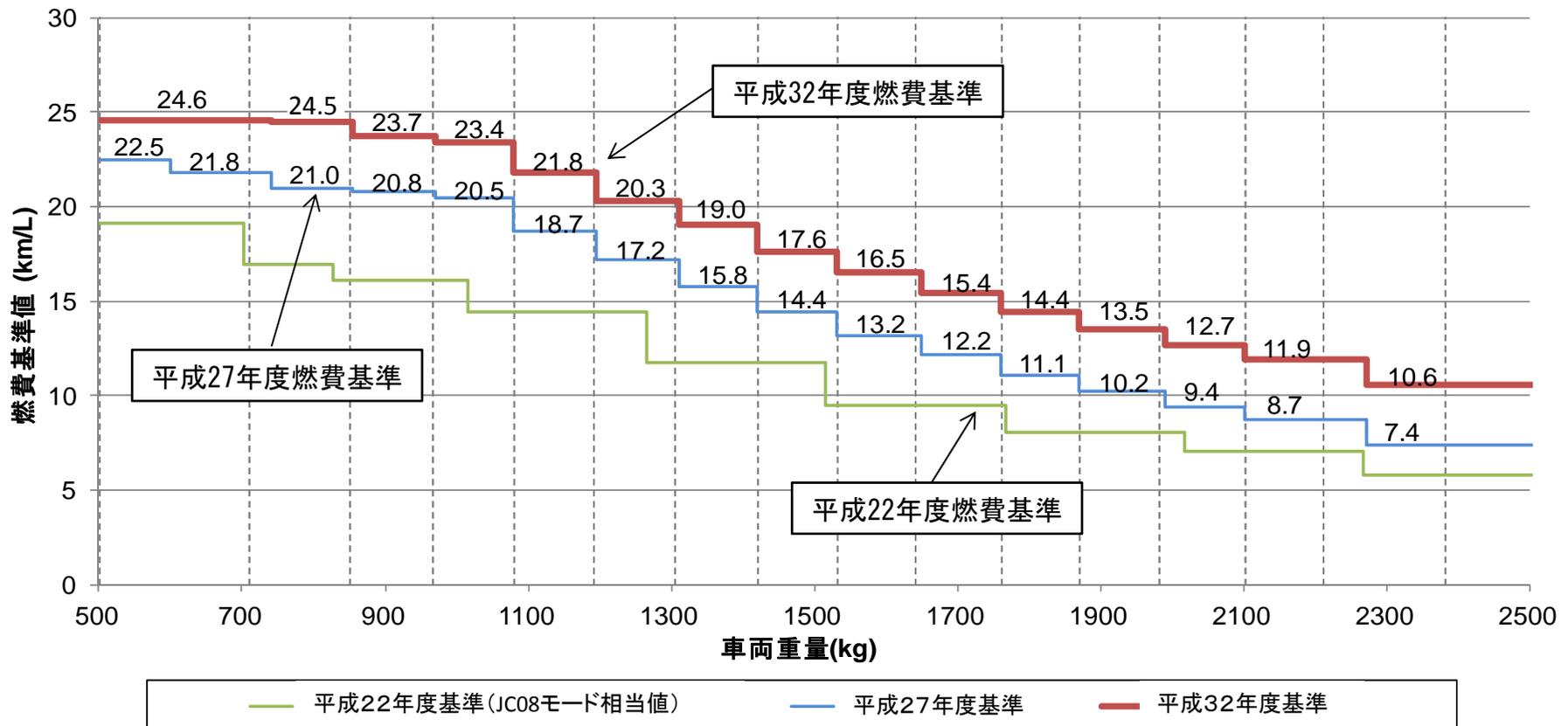
自動車取得税におけるエコカー減税の変遷（H21年度～）

H21～H23		H24～H26		H27・H28		
電気自動車等 (ハイブリッド車含む)	非課税	電気自動車等 平成27年度燃費基準 +20%達成	非課税	電気自動車等 平成32年度燃費基準 +20%達成	非課税	
平成22年度燃費基準 +25%達成	△75%軽減	平成27年度燃費基準 +10%達成	△75%軽減	平成32年度燃費基準 +10%達成	△80% 軽減	
平成22年度燃費基準 +15%達成	△50%軽減	平成27年度燃費基準 達成	△50%軽減	平成32年度燃費基準 達成	△60% 軽減	
				※H26年度に、 △75%→△80% △50%→△60% へ軽減率を拡充。	平成27年度燃費基準 +10%達成	△40% 軽減
					平成27年度燃費基準 +5%達成	△20% 軽減

燃費基準の考え方

- 自動車からのCO2排出量は、我が国全体の排出量の約15%を占めており、地球温暖化対策を推進するため、自動車からのCO2排出量を削減することが重要な課題。
- 自動車のエネルギー消費効率（燃費）を改善させるため、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和54年法律第49号）において、自動車をエネルギー消費効率の向上を図ることが特に必要な「特定エネルギー消費機器」として位置づけ、その燃費基準を設定。
- 燃費基準を未達成の製造事業者等には、勧告、公表、命令、罰金の措置がとられる。

乗用車燃費基準値



自動車税の概要

項 目	内 容
1. 課 税 主 体	都道府県
2. 納 税 義 務 者	自動車の所有者
3. 課 税 客 体	自動車(二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊及び小型特殊自動車を除く)
4. 税 率	<p><標準税率> 自動車の種別、排気量等ごとに設定 【例】自家用乗用車(1,500cc超2,000cc以下) 39,500円</p> <p><制限税率> 標準税率の1.5倍</p> <p><グリーン化による特例税率>(平成13年創設) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化」)</p>
5. 納 期	5月中において、都道府県の条例で定める。
6. 税 収	1兆5,562億円(平成26年度決算額)
7. 沿 革	<p>昭和25年 創設</p> <p>昭和33年 課税客体から軽自動車を除外(軽自動車税の創設)</p> <p>昭和54年 普通乗用車の税率区分の変更(軸距→排気量)</p> <p>※昭和28年以降、11回の税率の改正あり(最終改正:平成元年度)</p>

自動車税における税収の上位団体と偏在度（平成26年度決算）

<自動車税収の上位団体等>

【自動車税収の上位団体】

団体名	自動車 税収 (億円)
愛知県	1,154
東京都	1,067
神奈川県	935
埼玉県	862
大阪府	794
北海道	770
千葉県	751
兵庫県	620
福岡県	590
静岡県	550

【全地方税収に占める
自動車税収の割合が高い団体】

団体名	自動車 税収(A) (億円)	全地方 税収 (B) (億円)	割合 (A/B)
山形県	162	1,101	14.7%
茨城県	509	3,523	14.5%
秋田県	140	973	14.4%
岐阜県	323	2,270	14.2%
群馬県	346	2,443	14.2%
栃木県	354	2,508	14.1%
長野県	323	2,346	13.8%
岩手県	178	1,329	13.4%
山梨県	130	979	13.3%
富山県	171	1,291	13.3%

※全団体平均：11.9%

<自動車税収の偏在度>

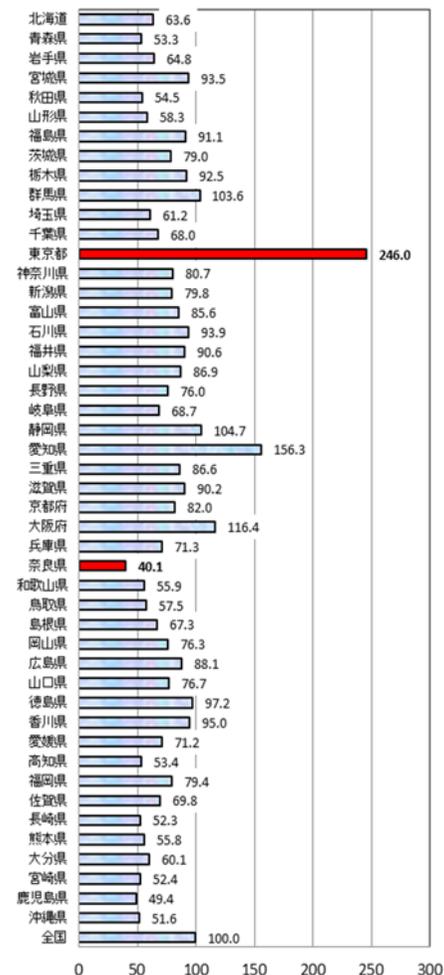
自動車税

最大／最小：2.2倍
1.6兆円(H26決算)



地方法人二税

最大／最小：6.1倍
5.8兆円(H26決算)



軽自動車税の概要

- 1 課税団体 市町村
- 2 課税客体 軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車
- 3 納税義務者 軽自動車等の4月1日現在の所有者
- 4 標準税率

<三輪以上のもの（軽四輪等）>

区 分		平成27年4月1日以降の新車から	～H27.3.31(※1)
軽自動車(660cc以下) 及び 小型特殊自動車	① 四輪以上のもの <自家用> 乗 用 の も の 貨物用のもの	10,800円	(7,200円)
		5,000円	(4,000円)
	<営業用> 乗 用 の も の 貨物用のもの	6,900円	(5,500円)
		3,800円	(3,000円)
② 三輪のもの		3,900円	(3,100円)

(※1) 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた軽四輪等については、H27.3.31までの税率を適用。

【税率の特例】

- 経年車重課 初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した軽四輪等について、標準税率の概ね20%を重課する特例措置。
(平成28年度分から適用) 電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ハイブリッド及び被けん引自動車は対象外。
- グリーン化特例(軽課) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた軽四輪等で、一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて、税率を軽課(概ね75%、50%、25%軽減)する特例措置。(平成28年度分について適用(1年限り))

<二輪のもの>

区 分		H28.4.1～(※2)
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円
二輪の軽自動車(側車付きのものを含む。)(125cc超250cc以下)		3,600円
原動機付自転車 (125cc以下)	① 三輪以上のもので、総排気量20cc超のもの等で一定のもの	3,700円
	② 二輪のもので、総排気量90cc超のもの等	2,400円
	③ 二輪のもので、総排気量50cc超90cc以下のもの等	2,000円
	④ 総排気量50cc以下のもの等(①に掲げるものを除く)	2,000円

(※2) 上記の税率については、平成28年度分から適用。

- 5 制限税率 標準税率の1.5倍
- 6 徴収方法 普通徴収(月割課税なし)
- 7 税 収 1,951億円(平成26年度決算)

自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の変遷（H21年度～）

グリーン化特例（軽課）とは、一定の排出ガス性能を備えた自動車について、新車に係る翌年度の自動車税・軽自動車税の税率を燃費性能に応じて軽減するもの。

	H21		H22	H23	H24	H25	H26	H27		
グリーン化特例 (自動車税)	電気自動車等	50% 軽減	電気自動車等 ※プラグインハイブリッド車追加	50% 軽減	電気自動車等	50% 軽減	電気自動車等 ※クリーンディーゼル乗用車追加	75% 軽減		
	平成22年度燃費基準+25%達成									平成22年度燃費基準+25%達成 (平成27年度燃費基準達成と同レベル)
	平成22年度燃費基準+15%達成	25% 軽減	/		平成27年度燃費基準達成	25% 軽減	平成27年度燃費基準+20%達成 (平成32年度燃費基準未達成)	50% 軽減		
グリーン化特例 (軽自動車税)	H21		H22	H23	H24	H25	H26	H27		
	/							電気自動車 天然ガス車	75% 軽減	
	/							平成32年度燃費基準+20%達成	50% 軽減	
/							平成32年度燃費基準達成	25% 軽減		

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車(★★★★)に限る。

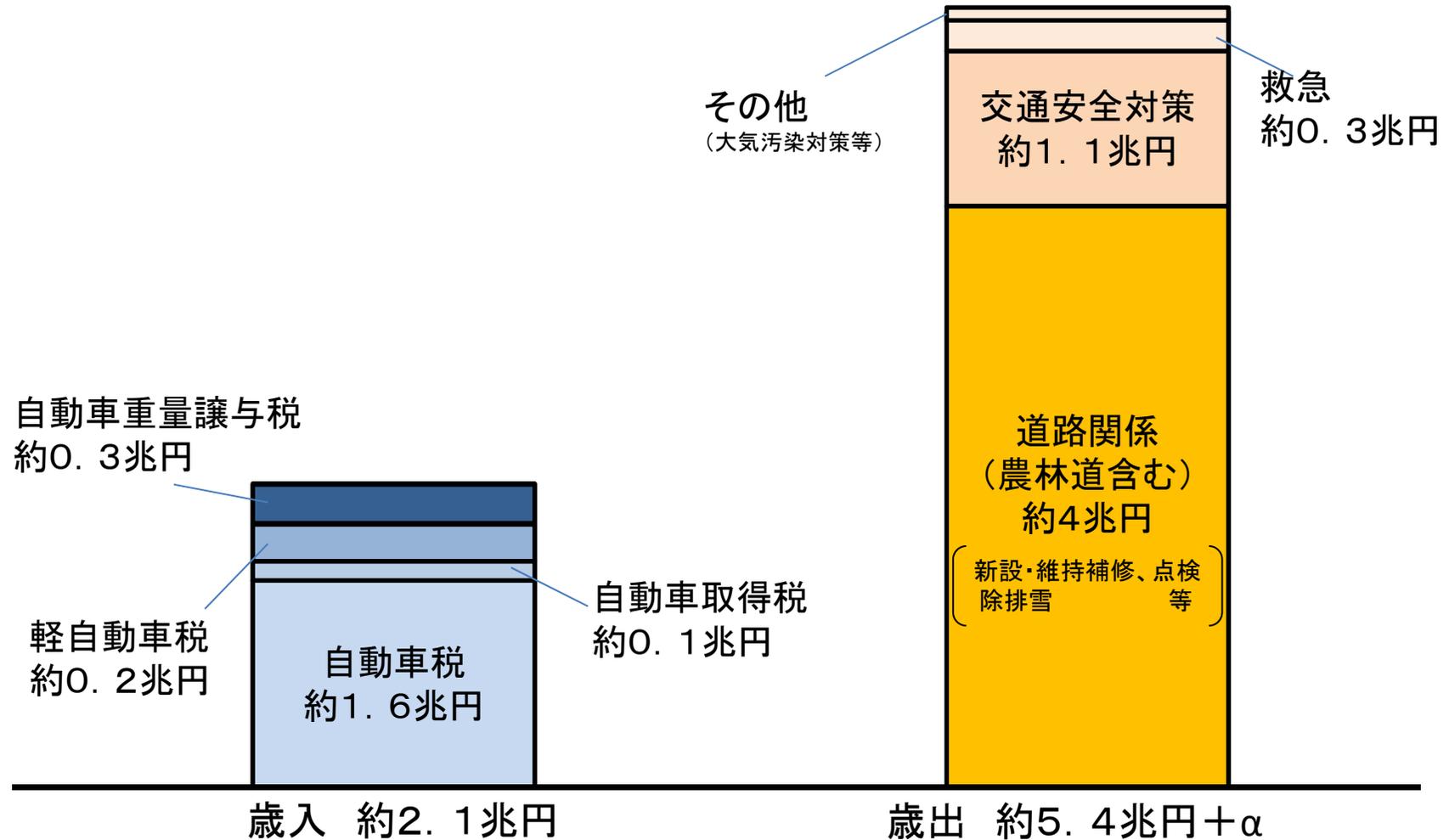
車体関係税収の推移

(単位: 億円)

年度	地方分計(A+B+C+D)		自動車取得税収(A)		自動車 税収(B)	軽自動車 税収(C)	自動車 重量譲与 税収(D)	<参考> 自動車 重量税収 (国分)
	うち 都道府県分計 (A-A'+B)	うち 市町村分計 (A'+C+D)		うち自動車 取得税交付金 (A')				
16	26,852	18,470	4,509	3,170	17,131	1,459	3,753	7,488
17	27,353	18,889	4,528	3,167	17,528	1,515	3,782	7,574
18	27,119	18,574	4,570	3,251	17,255	1,573	3,721	7,350
19	26,748	18,461	4,247	2,960	17,174	1,636	3,691	7,399
20	25,782	17,868	3,663	2,603	16,808	1,687	3,624	7,170
21	23,863 ▲6,276億円	17,269	2,310 (エコカー減税創設)	1,585 ▲3,474億円	16,544	1,739 ▲1,647億円	3,270	6,351
22	22,928	16,689	1,916	1,382	16,155	1,776	3,081 (譲与率の引上げ)	4,465
23	22,534	16,497	1,678	1,153	15,972	1,804	3,080	4,478
24	22,613	16,500	2,104 (エコカー減税継続)	1,464	15,860	1,843	2,806	3,969
25	22,211	16,304	1,934	1,374	15,744	1,892	2,641	3,814
26	20,919	15,797	863 (税率引下げ、エコカー減税拡充)	628	15,562	1,951	2,543	3,728
27	21,077	15,715	1,096 (エコカー減税継続)	778	15,397	1,999	2,585	3,740

(備考)平成26年度までは決算額、平成27年度は地方財政計画額(自動車重量税は予算額)である。

地方団体における車体課税の税収と自動車に関する行政サービスに要する費用



※歳入及び歳出については平成26年度決算額。

※歳入については、端数処理の関係で合計が一致しない。

※燃料関係税収(軽油引取税等)を車体課税の税収に加えても、約3.3兆円(平成26年度決算額)であり、自動車に関する行政サービスに要する費用が大きく上回る。

車体課税見直しのスケジュール

法令で決定済みの事項

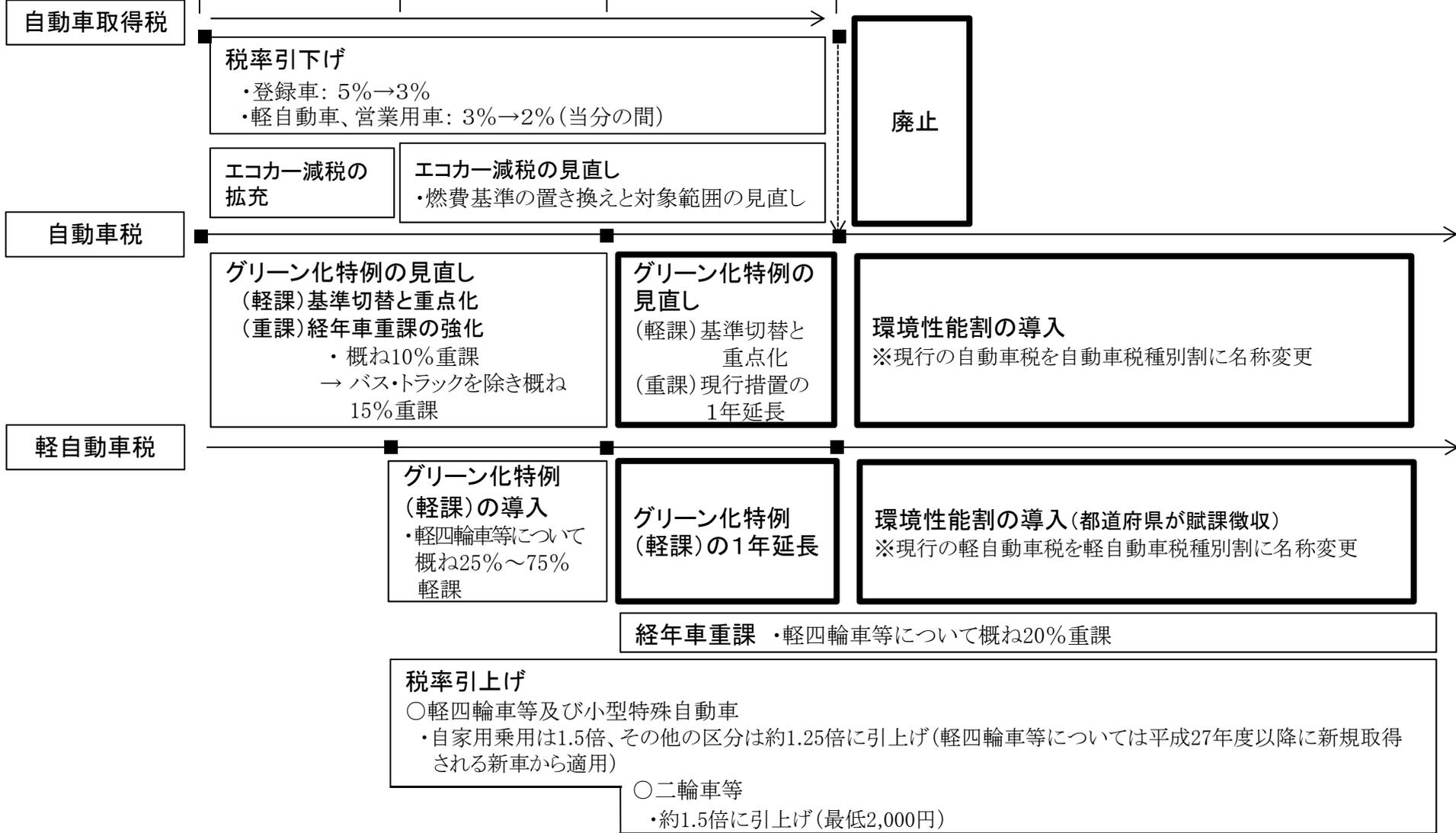
H28改正で法制化する事項

消費税率8%時
(H26.4)

(H27.4)

(H28.4)

消費税率10%時
(H29.4予定)



(注)平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例(軽課)については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

(略)

カ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策をいう。）の観点から、見直しを行う。

社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書（平成24年6月15日） 税関係協議結果

政府提出の税制抜本改革2法案については、以下のとおり修正・合意した上で、今国会中の成立を図ることとする。

○ 第7条（消費税率引上げに当たっての検討課題等）について

- ・ 自動車取得税及び自動車重量税については、第7条第1号ワ※法案修正後はカの規定に沿って抜本の見直しを行うこととし、消費税率（国・地方）の8%への引上げ時まで結論を得る。

平成25年度与党税制改正大綱、民間投資活性化等のための税制改正大綱

○ 平成25年度与党税制改正大綱（平成25年1月24日 自由民主党・公明党）（抄）

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

（3）消費税引上げに伴う対応

② 車体課税の見直し

自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法第7条第1号カにおいて、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。

イ 自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることが前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

（イ）自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止する。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。

（ロ）消費税10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。

○ 民間投資活性化等のための税制改正大綱（平成25年10月1日 自由民主党・公明党）（抄）

第一 基本的考え方

自動車取得税及び自動車重量税については、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、税制抜本改革法第7条第1号カに基づき、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な税源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行う。

平成26年度与党税制改正大綱（抄）

平成25年12月12日
自由民主党・公明党

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

(1) 車体課税の見直し

税制抜本改革法第7条第1号力の規定及び平成25年度与党税制改正大綱、さらには、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を踏まえ、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、国、地方を通じ、車体課税について、以下のように見直すこととする。

- ① 自動車取得税については、消費税率8%への引上げ時において、平成22年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げることとし、自家用自動車については5%から3%、営業用自動車及び軽自動車については3%から2%にそれぞれ引き下げるとともに、平成26年度までの措置であるエコカー減税の軽減率を拡充する。エコカー減税については、平成27年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。

自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。

- ② 自動車税については、平成25年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にクリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替えと重点化、拡充を行った上で2年間延長する。

また、消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。

ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

ハ 自動車税（排気量割）のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車を対象を重点化した上で、軽課を強化する。

ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。

- ③ 軽自動車税については、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約1.25倍にそれぞれ引き上げる。

また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。二輪車等については、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げる。

第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

Ⅲ 社会保障・税一体改革

1 消費税率10%への引上げ時期の変更

経済再生と財政健全化を両立するため、平成27年10月に予定していた消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月とする。（略）

2 消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

(2) 車体課税の見直し

平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

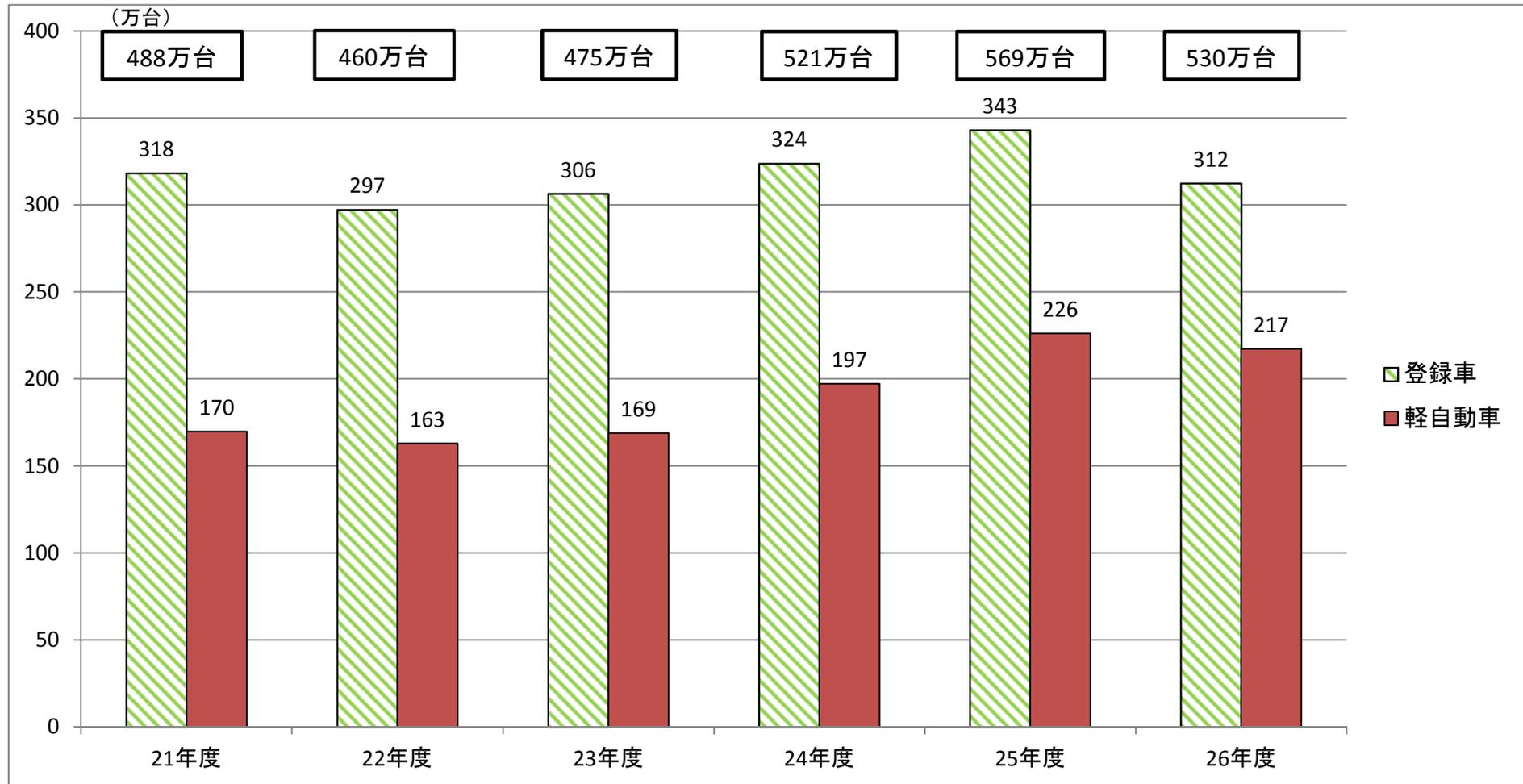
自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費基準の移行を円滑に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、経過的な措置として、平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずる。

自動車重量税については、消費税率10%への引上げ時の環境性能割の導入にあわせ、エコカー減税の対象範囲を、平成32年度燃費基準の下で、政策インセンティブ機能を回復する観点から見直すとともに、基本構造を恒久化する。また、平成25年度及び平成26年度与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担の性格等を踏まえる。

軽自動車税については、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入する。この特例については、自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例（軽課）とあわせて見直す。また、二輪車等の税率引上げについて、適用開始を1年間延期し、平成28年度分からとする。

なお、消費税率10%段階の車体課税の見直しにおいては、税制抜本改革法第7条に沿いつつ、自動車をめぐるグローバルな環境や課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえた議論を行う。

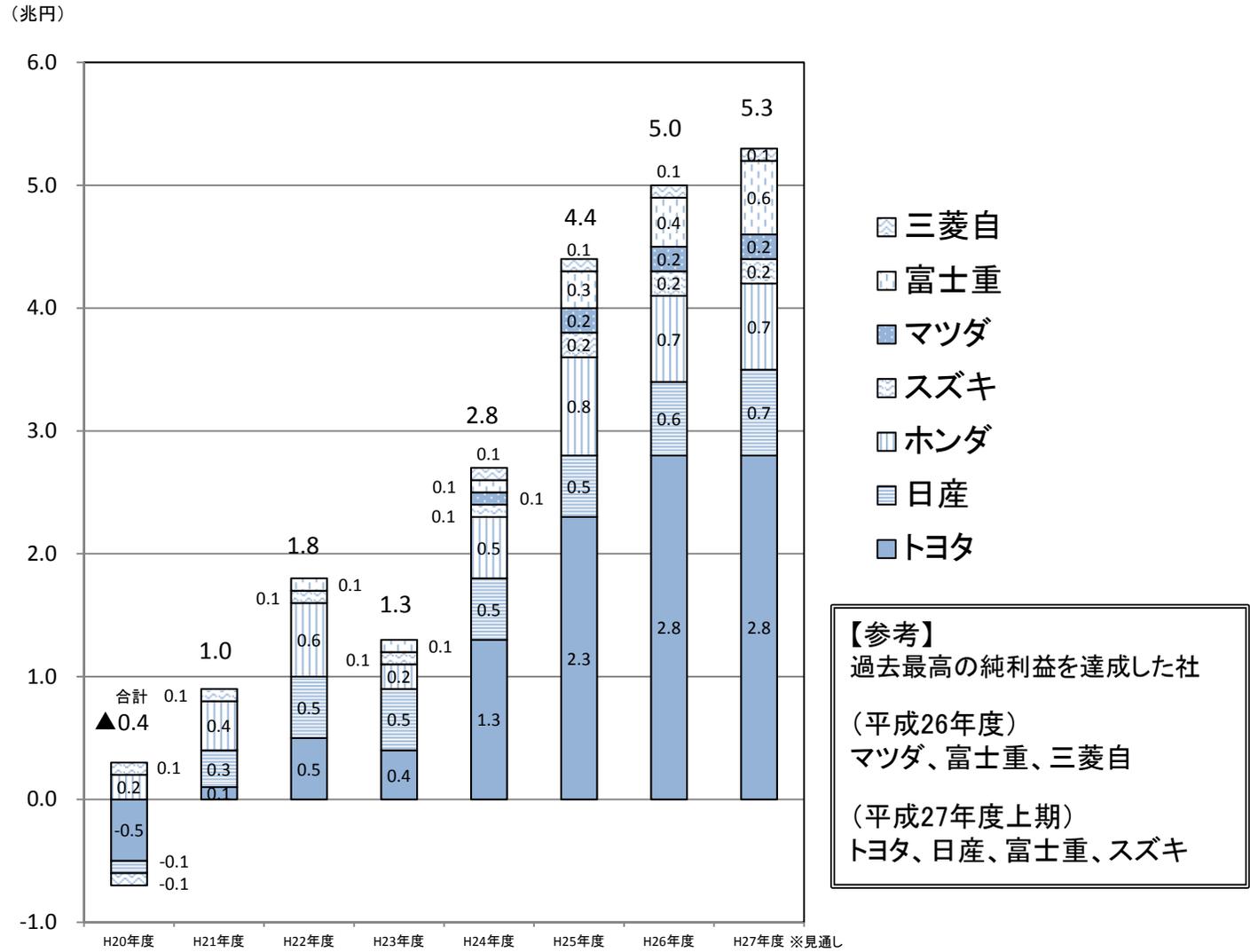
新車販売台数（年度）



※出典は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データより
※四捨五入の関係で、合計と一致しない場合がある

自動車メーカーの経営状況(平成27年度上期)

自動車大手7社の営業利益の推移



②平成28年度税制改正 (車体課税)

自動車関係税制のあり方に関する検討会

1. 趣旨

消費税率10%段階の車体課税の見直しについて、平成25年度に地方財政審議会に設置した「自動車関係税制のあり方に関する検討会」において、自動車関係団体からのヒアリングを実施し、平成28年度税制改正に向けた専門的検討を行った。

2. 委員（敬称略）

（地方財政審議会委員） 神野 直彦（会長）、鎌田 司、熊野 順祥、小山 登志雄、中村 玲子

（特別委員） 上村 敏之 関西学院大学経済学部教授
大塚 直 早稲田大学法務研究科教授
柏木 恵 税理士・キャノングローバル戦略研究所主任研究員
小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授
佐藤 英明 慶應義塾大学法科大学院教授
勢一 智子 西南学院大学法学部教授
諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科教授
加藤 隆 東京都主税局税制部長
鈴木 栄 横浜市財政局主税部長

3. 開催実績

■第15回 平成27年10月2日（金） 自動車関係税制のあり方に関する検討会

【ヒアリング団体】日本自動車連盟(JAF)、全国軽自動車協会連合会、日本自動車販売協会連合会、
日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、日本バス協会

■第16回 平成27年10月7日（水） 自動車関係税制のあり方に関する検討会

【ヒアリング団体】全日本自動車産業労働組合総連合会、全国ハイヤー・タクシー連合会、全日本トラック協会、
日本自動車工業会、経済産業省、国土交通省、環境省

要望事項

1. 複雑・過重な自動車関係諸税の簡素化・負担軽減の実現

複雑・過重な自動車税制を抜本的に見直し、生活必需品となった自動車に相応しい税制に改めるべき

＜平成29(2017)年4月の消費税10%時における見直し＞

- ・欧米諸国と比べてとりわけ過重な自動車税の税率引下げ
- ・自動車重量税の「当分の間税率」の廃止
- ・自動車取得税廃止の確実な実施

＜自動車税制のあるべき姿への改革＞

- ・登録車・軽自動車のそれぞれで一税目にして簡素な税体系を実現。
- ・税負担を欧米諸国並みに引下げするため、自動車重量税廃止などを含めた議論を早急に開始。
- ・インセンティブ税制も、簡素化された一税目の中で措置することでユーザーにも分かりやすい制度とすべき。

2. 環境性能課税は、新たな負担であり対象を限定すべき。

また、簡素化・負担軽減の観点から車体課税全体見直しと合わせて検討すべき。

- ・環境性能課税(自動車税・軽自動車税への上乗せ)は、単純導入されれば、単なる新たなユーザー負担増であり、対象車を限定するなど過度な負担とならない制度設計とすべき。
- ・ユーザー全体の負担軽減措置が講じられることなく、環境性能課税だけ先行して結論を出すことは反対であり、消費税10%時の車体課税全体の見直しと合わせて来年の税制改正で検討すべき。
- ・自動車取得税が2%の軽自動車及び営業用自動車については、環境性能課税の税率も2%を上限とすべき。

3. 適用期限が到来する自動車税・軽自動車税のグリーン化特例は、現行制度のまま、一年間延長すべき

3-1. 基本的考え方

1. 消費税10%引上げ時に自動車需要を下支えするマクロ経済対策として位置づけ。
2. こうした観点から、消費税10%引上げ時(29年度)において以下のパッケージでの見直しを要望。

- ① 自動車税(排気量割)の税率の引き下げ。
(排気量1,000cc以下の登録車と軽自動車の税額の差を3倍から2倍に縮小)
- ② 自動車税の環境性能割は、最低限の課税(「バッド課税」との考え方のもとに導入。
- ③ その他、
グリーン化特例(自動車税・軽自動車税)の対象重点化・軽課の強化
エコカー減税(自動車重量税)の対象重点化・拡充
自動車税の初年度月割課税の廃止 など。

※ なお、グリーン化特例について、消費税10%時点までは現行制度での延長を要望。

なお、消費税引上げによる経済へのマイナス影響を最小限にする観点からは、直近までの景気動向(車の売行き)の見極めが不可欠。

車体課税の見直しに対する地方団体の意見(抜粋)①

<全国知事会「平成28年度税財政に関する提言」(平成27年11月)>

自動車取得税の廃止など車体課税の抜本的な見直しにあたっては、都道府県はもとより自動車取得税の7割が交付されている市町村への影響が大きいこと、国土強靱化対策など道路の需要は依然として大きいことなどを十分勘案し、自動車税・軽自動車税の環境性能課税など他の車体課税に係る措置と併せて講ずることとされていることを踏まえ、地方団体に減収が生ずることのないよう、地方団体の意見を踏まえて安定的な代替税財源の確保を同時に図るべきである。また、平成29年4月に導入予定の環境性能課税については、新たな税制上の仕組みであること等を踏まえれば、各地方団体における条例の制定や納税者への周知を含めた実務上の準備等に一定の時間を要することから、平成28年度税制改正において具体的な制度設計を行うべきである。

なお、自動車税は都道府県の基幹税であり、仮に自動車税の税率を引き下げるべきとの議論をする場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提として行うべきである。

<全国都道府県議会議長会「平成28年度税制改正に関する提言」(平成27年11月)>

消費税・地方消費税10%引上げ時における自動車取得税の廃止など、車体課税の見直しに当たっては、地方の意見を踏まえ、減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を確保すること。また、平成29年4月に導入予定の環境性能課税については、各地方団体における条例の制定や納税者への周知等に一定の時間を要することから、平成28年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

車体課税の見直しに対する地方団体の意見(抜粋)②

<全国市長会「平成28年度 都市税制改正に関する意見」(平成27年8月)>

7 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税については、消費税率(国・地方)10%時に廃止するとされているが、その税収の7割が交付されている市町村においては、特に大きな減収となることから、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

8 軽自動車税の環境性能割の導入に当たっての対応

消費税率(国・地方)10%時に導入するとされている軽自動車取得時の環境性能課税については、市町村の徴収効率や納税者の利便性を考慮し、確実に課税できる仕組みとすること。

また、これは新たな税制上の仕組みであり、条例の制定や納税者への周知に一定の期間が必要であることから、平成28年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

<全国町村会「平成28年度税制改正に関する要望」(平成27年11月)>

消費税10%引上げ時における自動車取得税の廃止に伴う自動車税及び軽自動車税の環境性能課税の実施については、市町村財政に減収をきたさないことを前提としつつ、地方団体の準備や納税者への周知に一定の期間が必要であることから、平成28年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

また、自動車重量税のエコカー減税の見直しについても、市町村財政に影響を及ぼさないようにすること。さらに、軽自動車税のグリーン化特例の見直しにあたっては、税収の確保にも十分留意すること。

環境性能課税導入に係る実務上の課題について

○地方団体の認識：環境性能課税の導入について平成29年度税制改正で対応する場合、システム改修等を平成29年4月に間に合わせることは不可能(地方団体からのヒアリング結果)。

→ ・OSS(※)によるディーラーの登録手続き等ができなくなり、車検証やナンバープレートの交付に支障が生じる。

・特に自動車登録台数の多い都道府県においては、実務上処理が困難。

※OSS(自動車保有関係手続きのワンストップサービス)とは、自動車の運行に必要な行政手続(保管場所証明、検査登録、自動車二税納付)を、インターネットを通じてワンストップでできる仕組み

○システム改修の他にも、地方団体が以下のような無理な対応をせざるを得ない状況。

- ・新たな税の仕組みに関する条例について、議会審議を経ずに専決処分せざるを得ない。
- ・納税者への周知広報を法律や条例の成立前から実施せざるを得ない。

【参考】 舛添要一東京都知事会見(平成27年11月20日(金))(抄)

(環境性能課税の内容を決定する時期に関する記者からの質問に対して)

「自治体にとってですね、じゃあやれって言ったときに、あの、税に関する条例の改正もしないといけないし、何よりシステム開発に相当時間がかかるんですね。それから皆さん方に周知徹底しないといけませんから、29年の4月の実施ということをおやりになるならですね、今年の税制改正でやらなきゃ間に合わないと思うんです。」

※ この他に、以下の都道府県知事が記者会見の場で同様の趣旨を発言している。

井戸兵庫知事、佐竹秋田知事(11/24)、平井鳥取知事(11/25)、高橋北海道知事、阿部長野知事、後藤山梨知事(11/26)、達増岩手知事(11/27)

◆ 過去の新たな税の仕組みの導入に際しても、一定の準備期間を確保

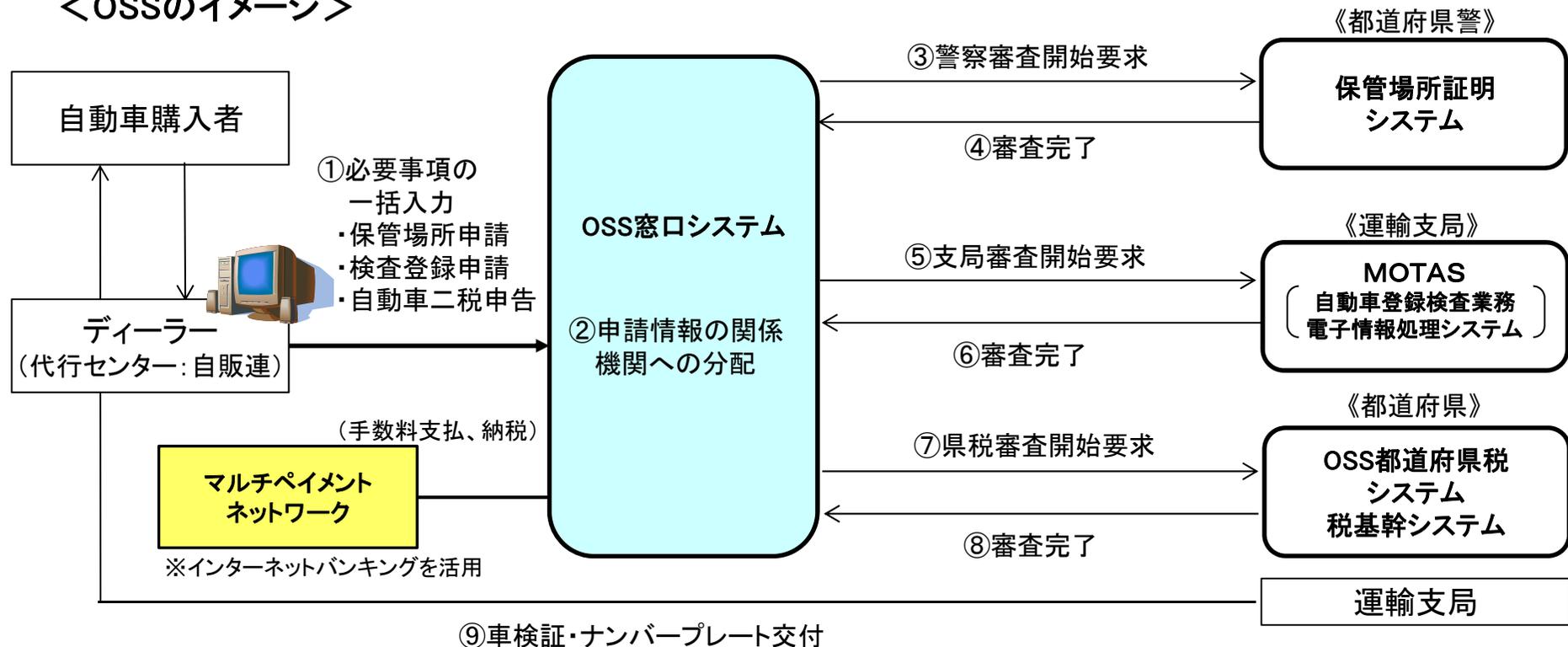
平成13年度税制改正 自動車税のグリーン化特例 平成14年度課税分から実施

平成26年度税制改正 軽自動車税の経年車重課 平成28年度課税分から実施

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の概要

- ◇ 自動車の運行に必要な行政手続（保管場所証明、検査・登録、地方税（自動車税・自動車取得税）の納税等）を、インターネットを通じてワンストップでできる仕組み。
- ◇ 平成17年12月から稼働し、現在、11都府県が導入
※東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、埼玉県、静岡県、岩手県、茨城県、群馬県、兵庫県、奈良県
- ◇ 平成29年4月から新たに3道県が導入予定 ※北海道、広島県、大分県

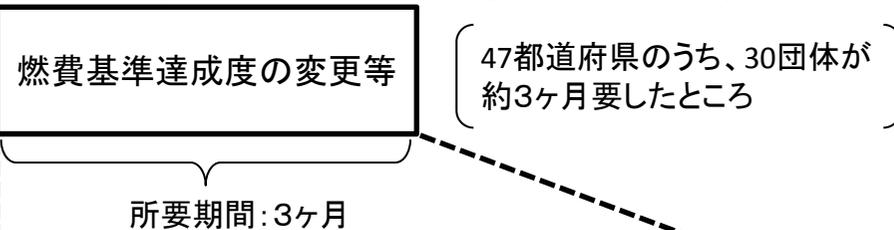
<OSSのイメージ>



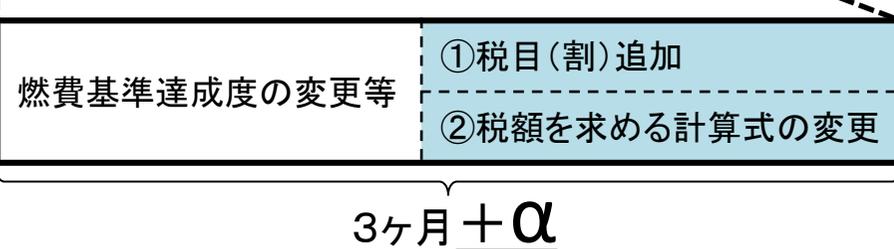
環境性能課税に係るシステム改修の期間について

- 新たな税の仕組みである環境性能課税の導入により、税基幹システムやOSS都道府県税システムに、
- ①新しい税目(割)を追加、
 - ②税額を求める計算式を変更
- といったシステム改修を行う必要があり、平成27年度改正におけるエコカー減税の改修内容を大きく上回る改修規模となる。

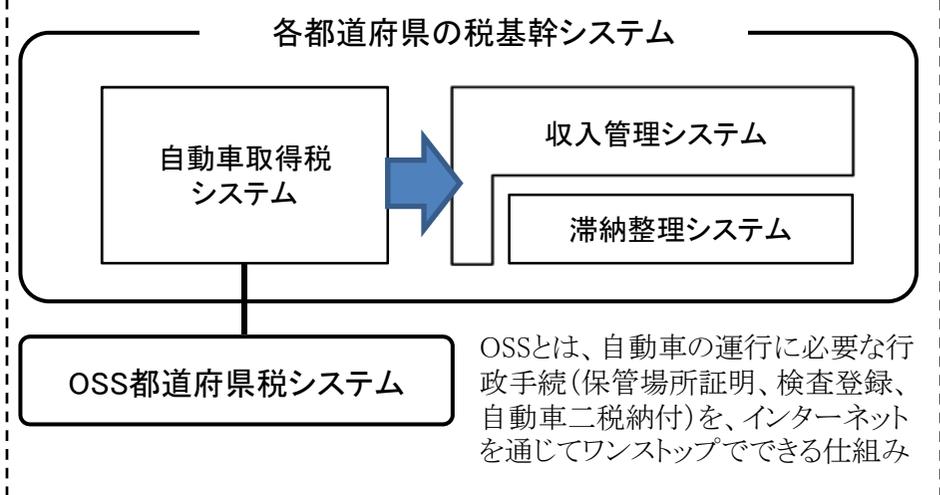
■平成27年度改正におけるエコカー減税のシステム改修(実績)



■環境性能課税導入時のシステム改修(想定)



【イメージ】



※OSS利用可能団体:東京、神奈川、愛知、大阪、埼玉、静岡、岩手、茨城、群馬、兵庫、奈良(11都府県)
平成29年4月から北海道、広島、大分で導入予定

仮に、システム改修が平成29年4月に間に合わない場合、

- 平成29年4月からOSS(自動車保有関係手続きのワンストップサービス※)による税の電子申告手続きが東京都などで不可能となるため、OSSによるディーラーの登録手続き等ができなくなり、車検証やナンバープレートの交付に支障が生じる(新車約110万台に影響)。
- 都道府県における環境性能課税の収入管理や追徴・還付が全て手作業となり、特に自動車登録台数の多い都道府県においては実務上処理が困難。

自動車税・軽自動車税における環境性能割（案）

基本的な考え方

- 平成29年4月1日から、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割を設ける。これに伴い、現行の自動車税を自動車税種別割とし、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とする。
- 課税標準は自動車の取得価額とする。免税点は50万円とする。
- 税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定し、非課税、1%、2%、3%の4段階を基本とする（営業車及び軽自動車の税率は、当分の間、2%を上限とする）。
- 新車・中古車を問わず対象とする。
- 税率を決定する燃費基準値達成度等については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直しを行う。
- 自動車税環境性能割について、その税収の一定割合を市町村へ交付する制度を設ける。

自動車税・軽自動車税における環境性能割の税率等について（案）

乗用車（自家用）

区 分	登録車 の税率	軽自動車 の税率		
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド車、 天然ガス車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減)、 クリーンディーゼル乗用車 (ポスト新長期規制適合)	非課税	非課税		
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車 ★★★★かつ H32基準+10%達成				
★★★★かつ H32基準達成			1.0%	1.0%
★★★★かつ H27基準+10%達成			2.0%	2.0%
上記以外の車	3.0%	2.0%		

注) ★★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。

環境性能割の税收規模 (H29見込額)	約890億円
------------------------	--------

トラック・バス (営業用)

【重量車】(車両総重量3.5t超)

区 分			税率
	排ガス要件	燃費要件	
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、 天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)			非課税
ディーゼルハイブリッド車	H28規制適合	H27基準+10%達成	
	ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27基準+10%達成	
	ポスト新長期規制適合	H27基準+15%達成	
	H28規制適合	H27基準+5%達成	0.5%
	ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27基準+5%達成	
	ポスト新長期規制適合	H27基準+10%達成	
	H28規制適合	H27基準達成	1.0%
	ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27基準達成	
ポスト新長期規制適合	H27基準+5%達成		
上記以外の車			2.0%

【中量車】 【軽量車】

重量車の場合と同様の考え方に基づき、排出ガス・燃費(平成27年度燃費基準)の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて税率が決定。

中古車に係る環境性能割について(案)

- 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象とする。
新車と同様に、環境性能に応じて決定される税率が適用される方式とし、非課税区分を新たに創設。
- 免税点は、50万円。(現行の自動車取得税と同様。現在中古車の約9割が非課税)

環境性能割【案】

区分	税率
電気自動車等 H32基準+10%	非課税
H32基準達成	1.0%
H27基準+10%	2.0%
上記以外の車	3.0%※

※軽自動車は、2%

注)電気自動車等とは、
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、
天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)、
クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)をいう。

【非課税となる車】

トヨタ プリウス、アクア

日産 リーフ

ホンダ フィット(HV)

マツダ デミオ(クリーンディーゼル)

三菱 アウトランダー(PHV)

等



<参考>

現行の自動車取得税における中古車の特例

区分	取得価額からの 控除額
電気自動車等 H32基準+20%	45万円控除
H32基準+10%	35万円控除
H32基準達成	25万円控除
H27基準+10%	15万円控除
H27基準+5%	5万円控除
上記以外の車	控除額なし

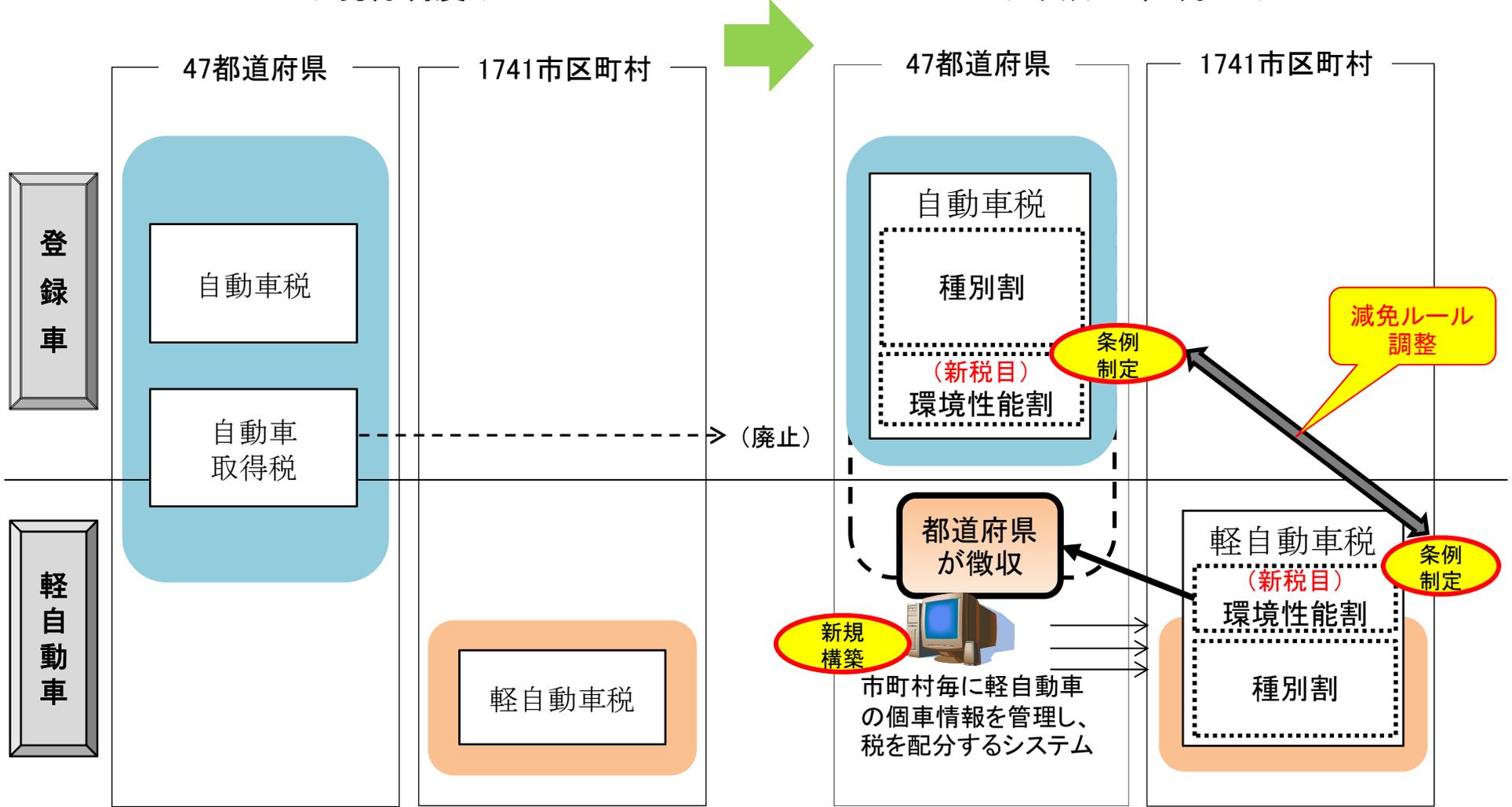
※税率:登録車3%
軽自動車2%

環境性能課税の税目における位置づけと関連する準備

◆現行制度◆

自動車税及び軽自動車税
に環境性能割を導入

◆平成29年4月～◆

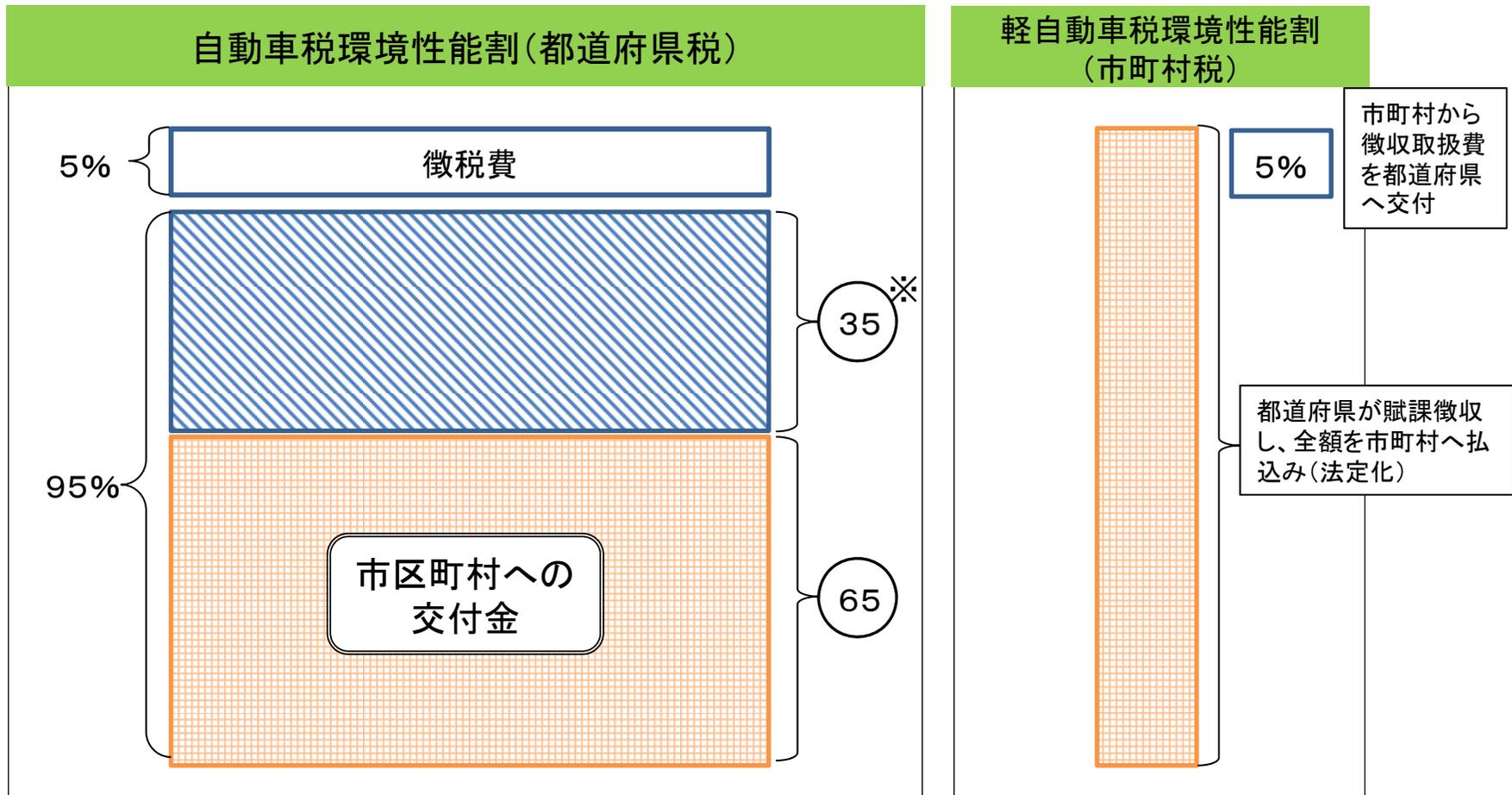


自動車税環境性能割の交付金制度等について（案）

- 自動車税環境性能割のうち徴税费（税収の5%）を除いた額の65%を都道府県から市区町村へ交付する制度を設ける。
- 交付金の交付基準については、市町村道の延長及び面積等によることとし、年3回交付する。

 : 都道府県分

 : 市区町村分



※35%のうち、一部を政令指定都市へ上乗せして交付する(国・県道管理分)

自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直し（案）

〔現 行〕

〔改正案〕

【登録車】 取得期間：H26.4.1～H28.3.31
 軽課年度：H27、28年度（取得の翌年度分のみ）

取得期間：H28.4.1～H29.3.31
 軽課年度：H29年度（取得の翌年度分のみ）

	区 分	税 率
軽 課	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	税率を概ね 75%軽減
	★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準達成）	
	★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準未達成）	税率を概ね 50%軽減
	★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成	

	区 分	税 率
	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	税率を概ね 75%軽減
	★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成	
	★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成	税率を概ね 50%軽減

※重課 登録車のうち、新車新規登録から11年を超えているディーゼル車、13年を超えているガソリン車（又はLPG車）への自動車税の重課（15%）措置についても、1年間延長する（対象期間：H28.4.1～H29.3.31、重課年度：H29年度（対象車に該当することとなった翌年度から毎年度））。

【軽自動車】 取得期間：H27.4.1～H28.3.31
 ※軽貨物車を除く。 軽課年度：H28年度（取得の翌年度分のみ）

取得期間：H28.4.1～H29.3.31
 軽課年度：H29年度（取得の翌年度分のみ）

	区 分	税 率
軽 課	電気自動車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）	税率を概ね 75%軽減
	★★★★かつH32年度燃費基準+20%達成	税率を概ね 50%軽減
	★★★★かつH32年度燃費基準達成	税率を概ね 25%軽減

	区 分	税 率
同左		

注）★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。

平成28年度与党税制改正大綱（抄）

平成27年12月16日
自由民主党・公明党

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

5 車体課税の見直し

自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱等を踏まえ、消費税率10%への引上げ時である平成29年4月1日に廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ平成29年4月1日から導入する。

環境性能割においては、税率区分として平成32年度燃費基準を用いるとともに、平成27年度燃費基準も一部用いることとし、自動車の消費を喚起するとともに、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入を通じた負担の軽減を図る。環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年毎に見直しを行う。

平成27年度末で期限切れを迎える自動車税のグリーン化特例（軽課）については、基準の切り替えと重点化を行った上で1年間延長する。また、同じく平成27年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、1年間延長する。なお、環境性能割を導入する平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

自動車重量税に係るエコカー減税の見直しについては、燃費水準が年々向上していることを踏まえ、燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立する観点から、平成27年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。その際、累次の与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担としての性格等を踏まえる。

なお、消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、平成29年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

平成28年度与党税制改正大綱に関する地方団体の声明等

<全国知事会「『平成28年度与党税制改正大綱』について」(抄)(平成27年12月)>

4 車体課税の見直しについて

車体課税の見直しについては、消費税率10%への引上げ時である平成29年4月に自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割(仮称)を導入することとされた。地方団体の準備等を考慮し、平成28年度税制改正において見直しの全体像を示し、自動車取得税の廃止による減収に対し概ね財源が確保されたことは評価できるが、全ての財源が確保できなかった点は残念である。環境性能割(仮称)で確保できない減収分については、地方財政計画において確実に措置するなど地方財政に影響を与えないよう強く要望する。

今後は、平成29年4月からの環境性能割(仮称)の制度運用が円滑なものとなるよう、国民への制度周知に取り組んでいただきたい。

なお、平成29年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずるとされたが、今回の環境性能割(仮称)の導入の際に負担軽減がなされたことから、更なる減税は容認できない。仮に都道府県の基幹税である自動車税の税率の引下げを議論する場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提とすべきである。

<全国市長会「平成28年度与党税制改正大綱について」(抄)(平成27年12月)>

また、車体課税の見直しにおいては、自動車取得税の廃止に伴い、代替財源として市町村に対する新たな交付金が創設されることとなった。また、環境性能課税の導入に当たって、条例改正や賦課徴収システムの構築に鑑み、平成28年度税制改正において具体的制度設計が講じられることとなったことは、評価するものである。今後、我々としても課税者として、新制度についての納税者への周知等に積極的に取り組んでまいりたい。

<全国町村会「平成28年度与党税制改正大綱について」(抄)(平成27年12月)>

車体課税の見直しにおいては、自動車取得税の廃止に伴う環境性能課税の実施に関し、地方団体の準備や納税者への周知に十分な期間が必要であることから、地方側の主張どおり、平成28年度税制改正において具体的な制度設計がなされるとともに、新たな市町村交付金が創設された。環境性能課税は新税であり、地方団体や納税者に混乱を招くことのないよう、国において丁寧な説明を望むとともに、我々としても新制度の周知等に努めてまいりたい。

平成28年度与党税制改正大綱に関する主な自動車関係団体の声明等

<一般社団法人日本自動車工業会「平成28年度税制改正大綱について」(抄)(平成27年12月)>

このたび、与党税制改正大綱において、新たに導入される環境性能課税の制度設計だけが先行決定されたことは、消費税増税時の自動車ユーザーの負担増を考えると残念ではありますが、その制度設計において、自動車取得税の現行エコカー減税制度に比べ課税対象が限定される等、自動車ユーザーの税負担増加に一定の歯止めがかけられたことは評価しております。

また、当会が強く求めた自動車税引下げに関する具体的かつ明確な制度設計は今年決まらなかったものの、今回の大綱に「平成29年度税制改正において、(略)自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。」と、保有時の税負担軽減に関する具体的な文言が盛り込まれたことを歓迎いたします。

<一般社団法人日本自動車販売協会連合会「平成28年度税制改正大綱について」(抄)(平成27年12月)>

この度の与党の税制改正大綱において、環境性能課税の内容だけが先に決定されたことは誠に残念であるが、その制度設計において、自動車取得税の現行エコカー減税制度に比べ課税対象が限定される等、自動車ユーザーの税負担増加に一定の歯止めがかけられたものと評価したい。

また、大綱の中で、「消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、平成29年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」と盛り込まれたことについては、車体課税全体の見直しがなされるものと評価し、我々の要望を与党及び政府にご理解頂いた結果であり、ご尽力いただいた関係者に感謝する。

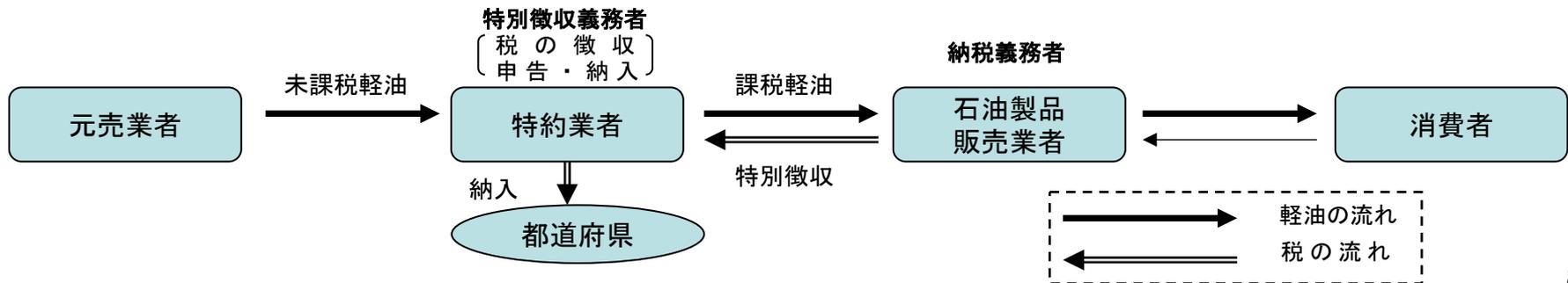
軽油引取税

軽油引取税の概要

項目	内容
1. 課税主体	都道府県
2. 課税客体	元売業者又は特約業者からの軽油の引取りで、当該軽油の現実の納入を伴うもの
3. 納税義務者	元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者
4. 課税標準	軽油の数量
5. 税率	一定の税率 1キロリットルにつき32,100円（当分の間。本則は1キロリットルにつき15,000円。）
6. 交付金	指定市を包括する都道府県は、軽油引取税の税収の90%を、その都道府県及び指定市がそれぞれ管理する一般国道及び都道府県道の面積等に基づいてあん分し、指定市に交付
7. 税収	9,356億円（平成26年度決算）
8. 沿革	<p>昭和31年 創設（昭和32年、34年、36年、39年に税率引上げ）</p> <p>昭和51年 特例税率（いわゆる暫定税率）を導入（昭和54年、平成5年に税率引上げ）</p> <p>平成21年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、用途制限を廃止</p> <p>平成22年 特例税率（いわゆる暫定税率）が廃止され、当分の間、平成21年度の税率水準を維持 揮発油価格高騰時には、軽油引取税の税率の特例規定の適用を停止する法的措置を創設</p> <p>平成23年 揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置を停止</p>

○引取課税（法第144条の2第1項）

特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで、当該軽油の現実の納入を伴うもの



軽油引取税の課税免除措置の経緯

○平成20年度以前

道路特定財源として軽油引取税が創設された昭和31年度より、道路の使用に直接関係がなく、政策的配慮の観点から免税が適当と認められる用途について課税免除。

○平成21年度税制改正

道路特定財源の一般財源化に際して、石油化学製品の原料となる軽油について本則による恒久的な措置。その他の軽油について平成24年3月31日までの措置として存続。

< 道路特定財源の一般財源化等について（抄）（平成20年12月8日政府・与党） >

6. 一般財源化に伴う関係税制の税率のあり方

（略）地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえ、現行の税率水準を原則維持する。（略）

○平成24年度税制改正

特例利用率が極めて低く、かつ、1件当たりの免税額が経営規模に比して僅少なもの（6用途※）を廃止。その他は3年間延長した上で、課税免除措置廃止による国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討。

※ 6用途：電気通信事業、放送事業、建設用粘土製品製造業（陶器、陶管）、鉄鋼業、自動車教習所業、ゴルフ場業
改正影響額：12.3億円（平成23年度実績額）

軽油引取税の課税免除措置（平成27年度税制改正）

○ 適用額が僅少又は燃料の代替が可能なものを廃止し、その他については、国民生活や対象事業者の影響、円安による燃料価格高騰の動向等を勘案し、3年延長。

【廃止】

・海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業（改正影響額：43.5百万円）

◇ 適用期限：平成30年3月31日まで（免税額は、平成27年度税制改正時における各省庁の調査結果による。）

分類	免税軽油使用者	免税用途	免税額 (百万円)
公用・公共用	自衛隊	艦船の動力源	13,512
		通信機械等の電源	432
	海上保安庁	船舶の動力源	1,408
	警察	船舶の動力源	117
	消防庁及び地方公共団体	船舶の動力源	32
交通	船舶	連絡船等の船舶の動力源	5,098
	鉄道事業・軌道事業	鉄軌道用車両の動力源の用途	7,449
農林漁業用	農業	農業用機械の動力源	10,560
	林業	林業用機械の動力源	1,623
	漁業	漁業用船舶の動力源	11,568

分類	免税軽油使用者	免税用途	免税額 (百万円)
その他産業	セメント製造業	積卸し等機械の動力源	577
	生コンクリート製造業	積卸し等機械の動力源	26
	電気供給業	助燃、発電装置等機械の動力源	7,452
	地熱資源製造業	掘削等機械の動力源	39
	鉱物掘採業	掘採等機械の動力源	13,412
	とび・土工事業	くい打ち、掘削等機械の動力源	2,076
	鉱さいパラス製造業	破碎、集積等機械の動力源	555
	港湾運送業	積卸し等機械の動力源	2,470
	倉庫業	積卸し等機械の動力源	260
	鉄道貨物利用運送事業	積込み等機械の動力源	24
	航空運送サービス業	乗降、積卸し等機械の動力源	468
	廃棄物処理事業	積込み等機械の動力源	363
	木材加工業	積卸し等機械の動力源	987
	木材市場業	積卸し等機械の動力源	241
	たい肥製造業	積卸し、運搬等機械の動力源	204
	索道事業	スキー場の圧雪機、降雪機の動力源	479
合計			81,432

7 軽油引取税に係る課税免除措置

平成20年度までの軽油引取税の課税免除措置は、軽油引取税が道路に関する費用に充てるための目的税とされていたことを踏まえ、船舶用、鉄軌道用、農林業機械等の用途に用いられる軽油については、道路の使用に直接関連を有していないこと等を理由として政策的配慮から講じられたものである。

軽油引取税は、平成21年度税制改正において、道路特定財源としての目的税から普通税として一般財源化される一方で、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえ、現行の税率水準を原則維持することとされた。

その際、軽油引取税の課税免除措置については、一般財源化に伴い、その根拠を失うこととなったため、現に課税免除されていた用途についても課税対象とすることが原則であった。しかしながら、課税免除されていた軽油は一次産業用や公共目的等にも使用されていたことなど含めて政策的判断がなされ課税免除措置については地方税本則から附則へ移行し、3年間の特例措置として存続することとされたところである(なお、エチレンその他の石油化学製品の原料の用途に使用される軽油については、工業用原料として用いられるものであることを踏まえ、引き続き恒久措置として課税免除措置が存続することとされた。)

今年度末、特例措置の3年間の期限が到来する。軽油引取税に係る課税免除措置については、一般財源化された趣旨を踏まえ廃止が原則となることを前提としつつ、急激な負担増や円安による燃料価格高騰の動向等を勘案し見直しを行うべきである。

不動産取得税

不動産取得税の概要

項 目	内 容							
1. 課税主体	都道府県							
2. 納税義務者	不動産の取得者							
3. 課税方式	<p><課税客体> 不動産の取得</p> <p><徴収方法> 普通徴収の方法による</p>							
4. 課税標準	価格(固定資産課税台帳に登録された固定資産の評価額)							
5. 税 率	<p>標準税率 本則4%</p> <p><税率の特例></p> <p>住宅及び土地 3% (H30.3.31まで)</p>							
6. 課税標準及び税額の特例	<p><住宅・住宅用地の特例> (昭和29年創設)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>課税標準及び税額の特例により、都市部の平均的な一戸建住宅及び住宅用地については実質的に非課税。</p> </div> <p>住 宅 ・課税標準の特例措置</p> <p>新築住宅→1,200万円を控除 ※不動産取得税は取得時課税であるから、新築時における評価額については、固定資産税とは異なり経年減点補正を行っていない</p> <p>中古住宅→住宅の新築時期により最高1,200万円まで控除</p> <p>住宅用地 ・税額の減額措置(新築・中古とも)</p> <p>150万円又は床面積の2倍の面積(200㎡限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">税額</td> <td style="padding: 0 10px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">固定資産税評価額 (地価公示×70%)</td> <td style="padding: 0 10px;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">1/2</td> <td style="padding: 0 10px;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">税率</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(H30. 3. 31まで)</p> </div> <p><住宅用地・商業地等の特例> (平成6年創設)</p> <p>・住宅用地、商業地等の取得に係る課税標準としての価格を、評価額の1/2に圧縮</p>	税額	=	固定資産税評価額 (地価公示×70%)	×	1/2	×	税率
税額	=	固定資産税評価額 (地価公示×70%)	×	1/2	×	税率		
7. 税収(平成26年度決算)	3,717億円							
8. 沿 革	昭和29年 創設 昭和56年 税率の改正(3%→4%)							

住宅・土地に係る税率の特例及び宅地評価土地に係る課税標準の特例について

- 住宅・土地に係る税率の特例(4%→3%)
- 宅地評価土地(住宅用地・商業地等)に係る課税標準の特例(評価額を1/2に圧縮)

※いずれも平成30年3月31日までの措置

【税率の特例の変遷】

区 分			S29～S55	S56～H14	H15～H17	H18～H19	H20～
本 則			3%	4%	4%	4%	4%
特 例	住宅、住宅用地	土 地	3%	4% ^(※)	3%	3%	3%
		家 屋		3%			
	店舗、事務所、 商業地等	土 地	3%	4%	3%	3%	3%
		家 屋				3.5%	

※ 住宅用地については、税額の4分の1を減額する特例により実質3%としていたもの。

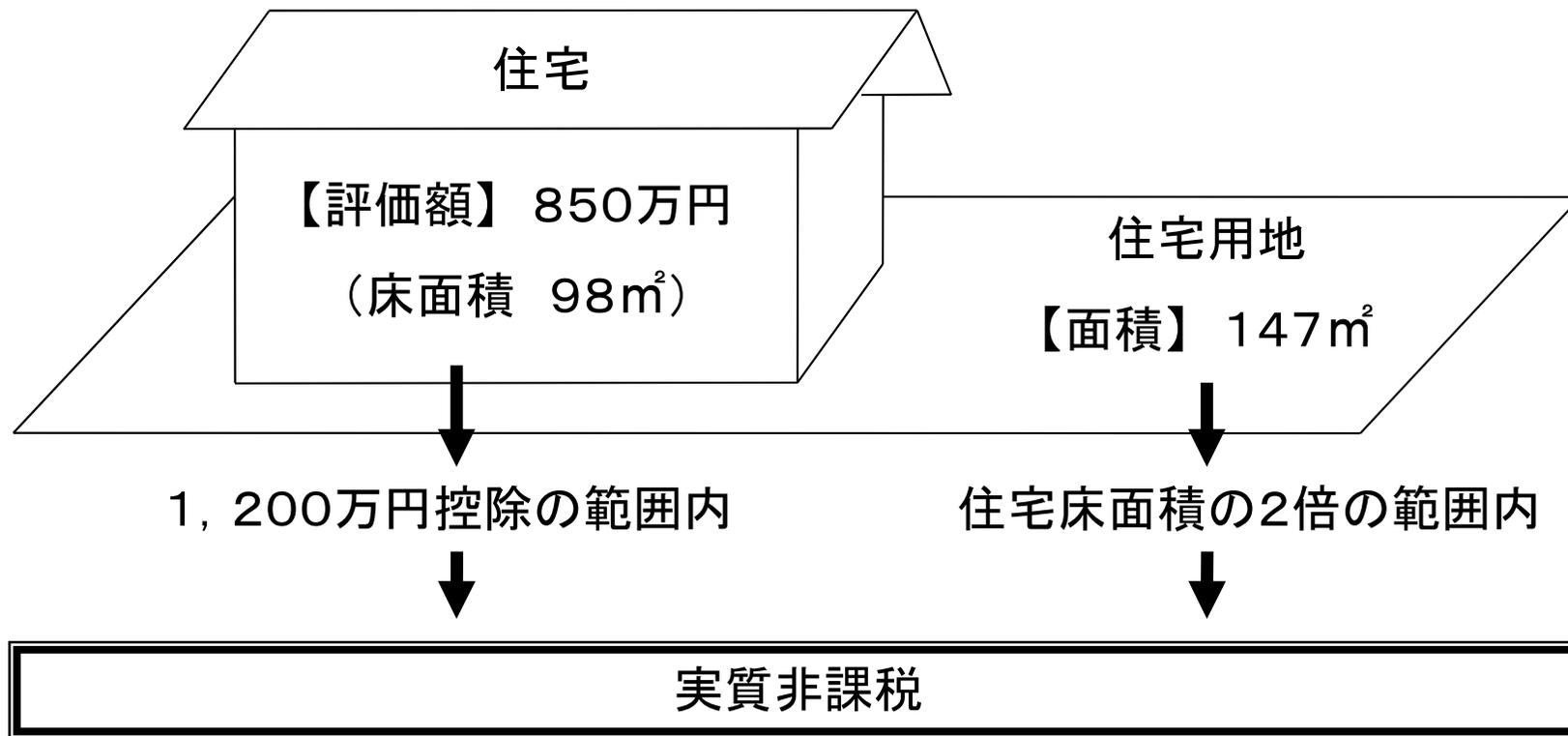
【課税標準の特例の変遷】

区 分	～H5	H6	H7	H8～
宅地評価土地(住宅用地・商業地等)	措置なし	1/2	2/3	1/2

不動産取得税の新築住宅・住宅用地特例

- 住宅は、新築の場合、評価額から1,200万円を控除※1
- 住宅用地は、住宅の床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する額を減額※2

【東京都の平均的な一戸建住宅(木造)及びその用地の例】※3



※1 住宅の特例措置の適用を受けるには、一戸建住宅の場合、住宅の床面積が50㎡(貸家用は40㎡)以上240㎡以下であることが必要。

※2 住宅用地の特例措置の適用を受けるには、土地取得後2年(平成28年3月31日までは3年)以内に住宅が新築されることが必要。

※3 平成25年住宅・土地統計調査(総務省統計局)、平成25年度固定資産の価格等の概要調書(総務省自治税務局)に基づき算出。

ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

○ ゴルフ場利用税の概要

1. 課税主体 : 都道府県
2. 納税義務者 : ゴルフ場の利用者
(18歳未満・70歳以上・障害者、国体のゴルフ競技や学校の教育活動は非課税)
3. 標準税率 : 1人1日につき800円(制限税率:1,200円)
ゴルフ場の整備状況等に応じて、税率に差を設けることができる。
4. 市町村交付金 : 税収の7割をゴルフ場が所在する市町村に交付
5. 税収額 : 479億円(うち市町村への交付額:331億円)【平成26年度決算額】

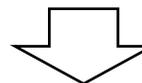
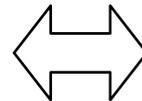
○ ゴルフ場利用税を巡る堅持要望と廃止要望

(現行制度の堅持要望)

- ・ 地方創生のための取組を推進するため財源が必要とされる中で、ゴルフ場利用税収の7割が市町村に交付されており、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村の貴重な財源。
- ・ ゴルフ場所在市町村は、アクセス道路の維持管理をはじめとするゴルフ場関連の行政サービスを提供しており、ゴルファーにその費用負担を求める仕組みは合理的。
- ・ 平成15年度に、18歳未満の年少者や70歳以上の高齢者等に非課税措置を設け、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現にも十分に配慮。

(廃止要望)

- ・ 消費税との二重課税を解消すべき。
- ・ スポーツのうち、2016年オリンピックから正式競技に復帰するゴルフのみに対する課税を解消すべき。
- ・ ゴルフ場利用税の廃止は、スポーツ基本法の理念である「生涯スポーツ社会」の実現に寄与。



現行制度の堅持を決定

ゴルフ場利用税込額等の推移

(億円)

1,200

1,000

800

600

400

200

0

(千人)

120,000

100,000

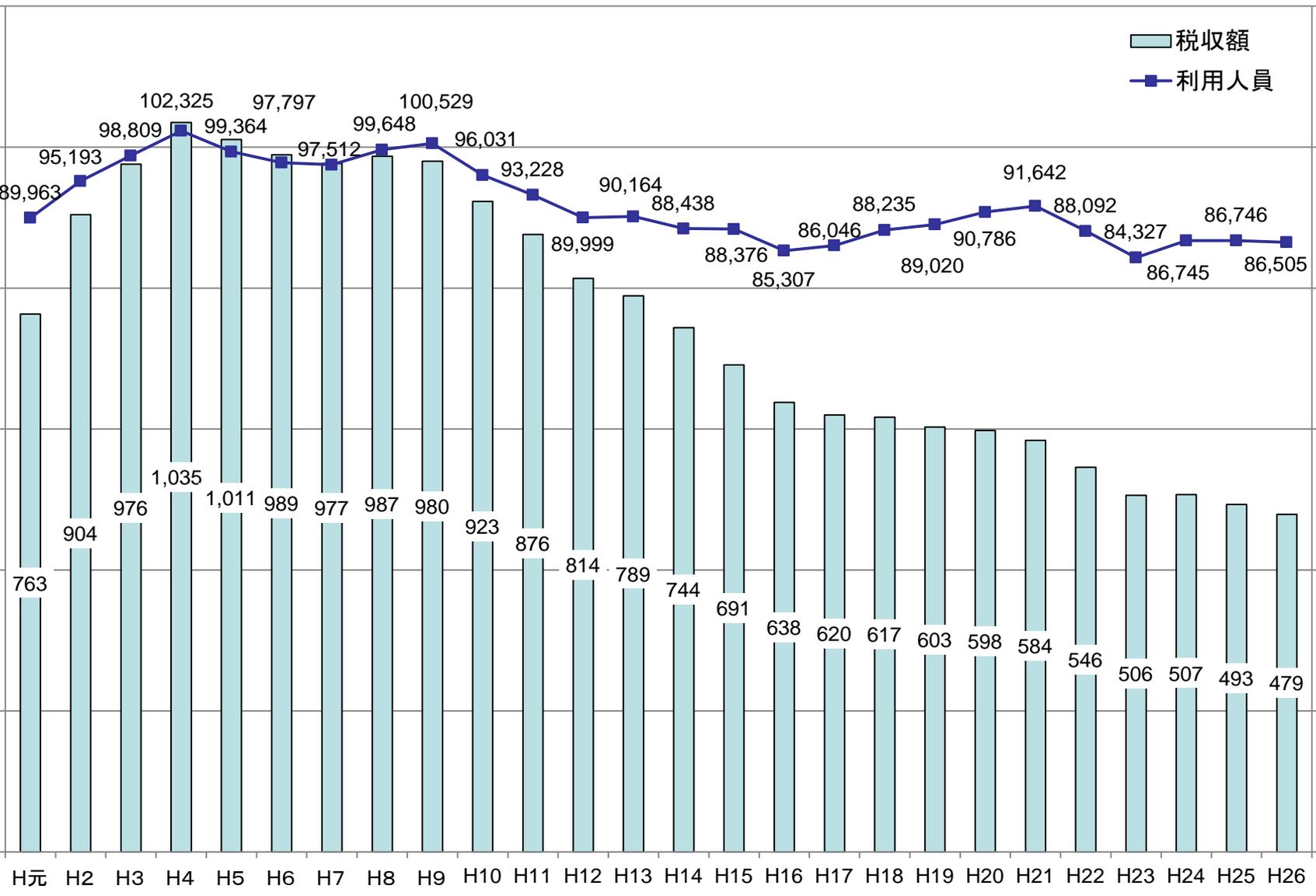
80,000

60,000

40,000

20,000

0



- 出典:「道府県税の課税状況等に関する調」(利用人員)、「道府県税徴収実績調」(税収額)
- 税収額は決算額。平成2年度から平年度化

ゴルフ場所在市町村の状況

ゴルフ場所在市町村の4割は過疎市町村であり、財政力も弱い。

○ ゴルフ場所在市町村の市・町村別の状況

	過疎市町村	過疎市町村以外	合計
市(区)	208	356	564
町村	153	196	349
合計	361(40%)	552(60%)	913

※ 「平成26年4月時点における過疎地域市町村等一覧(総務省)」及び「平成27年8月末時点ゴルフ場所在市町村(総務省調)」による。

※ 「過疎市町村」は、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域を含む市町村をいう。

ゴルフ場利用税交付金と市町村財政

ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、昨今の極めて厳しい地方財政の中、市町村(特に山林原野の多い市町村)の貴重な財源。

①額の大きい市町村 [単位:百万円(金額)]

		ゴルフ場利用税 交付金
1	千葉県市原市	656
2	兵庫県三木市	587
3	兵庫県神戸市	434
4	愛知県豊田市	402
5	栃木県栃木市	368
6	滋賀県甲賀市	367
7	兵庫県加東市	356
8	三重県津市	318
9	奈良県奈良市	276
10	宮崎県宮崎市	227

②割合の大きい市町村 [単位:百万円(金額)]

		ゴルフ場利用 税交付金 (A)	地方税 (B)	A/B
1	京都府笠置町	44	160	27.6%
2	京都府南山城村	77	324	23.7%
3	奈良県山添村	61	480	12.6%
4	高知県芸西村	38	372	10.2%
5	千葉県睦沢町	73	727	10.1%
6	千葉県大多喜町	107	1,136	9.4%
7	熊本県産山村	8	88	8.9%
8	千葉県長南町	98	1,180	8.3%
9	長野県売木村	6	70	8.2%
10	群馬県高山村	35	480	7.4%

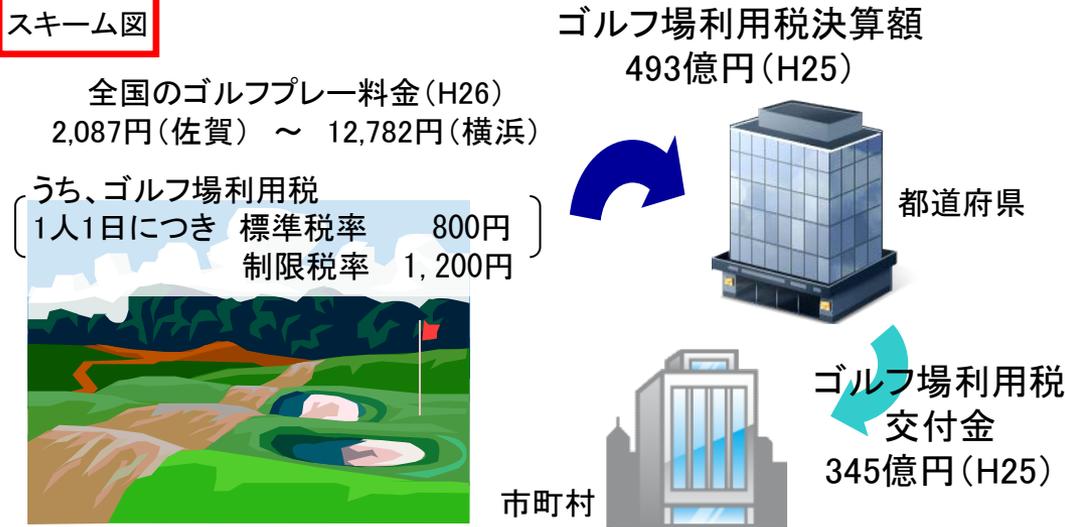
※ 平成26年度決算による。

【ゴルフ場利用税の廃止】

要望内容

ゴルフ場利用税を廃止する。

スキーム図



廃止

- 消費税との二重の課税の解消
- スポーツのうち2016年オリンピックから正式競技となるゴルフのみに対する課税の解消
- スポーツ基本法の理念「生涯スポーツ社会」の実現へ寄与

背景・現状

- 平成元年度の消費税創設時に娯楽施設利用税が廃止されたが、その対象となっていた施設の中でゴルフ場の利用にのみ課税が存続。
- 平成15年度から18歳未満、70歳以上、障害者等の非課税措置を創設。
- 特定のスポーツ施設の利用に課税されるのはゴルフ場利用税のみ。
- 高齢でも楽しめるゴルフは生涯スポーツ社会の実現に寄与。
- ゴルフは平成24年度調査では過去1年間で行ったスポーツの中で第6位の9.3%を占め、国民に幅広く楽しまれている。
- ゴルフプレー料金は過去19年間で消費者物価指数が46.1ポイント減。都道府県税に占める割合も0.7%から0.3%に減少。
- ゴルフ場所在市町村にとっては貴重な財源となっている。

目標・効果

生涯スポーツ社会の実現、それによる生涯にわたる心身ともに健康で文化的な生活の実現等

【目標】: ゴルフ競技者の増加による生涯スポーツ社会の実現
【減収見込み額】: 493億円(平成25年度収入額)

消費税(国・地方)との二重課税との指摘について

- 消費税は、事業者の生産活動などにより産み出された財・サービスの消費について広く公平に負担を求めるため、原則として全ての財・サービスの販売、提供などを課税対象とし、その売上げに課税。
一方、ゴルフ場利用税は、ゴルファーが、ゴルフ場経営者からのサービスの提供のみならず、様々な行政サービスを享受していることに着目して、定額で課税しており、消費税とは課税の趣旨が異なる。
- また、ゴルフ場利用税に対して消費税は課されないことから、「タックス・オン・タックス」ではなく、二重課税には当たらない。

ゴルフ場所在市町村による行政サービス

ゴルフ場所在市町村はゴルフ場関連の様々な行政サービスを提供しており、ゴルフ場利用税はその貴重な財源

(アクセス道路の整備・維持管理)



(ゴルフ場周辺の地滑り対策)



(農薬・水質調査等の環境対策)



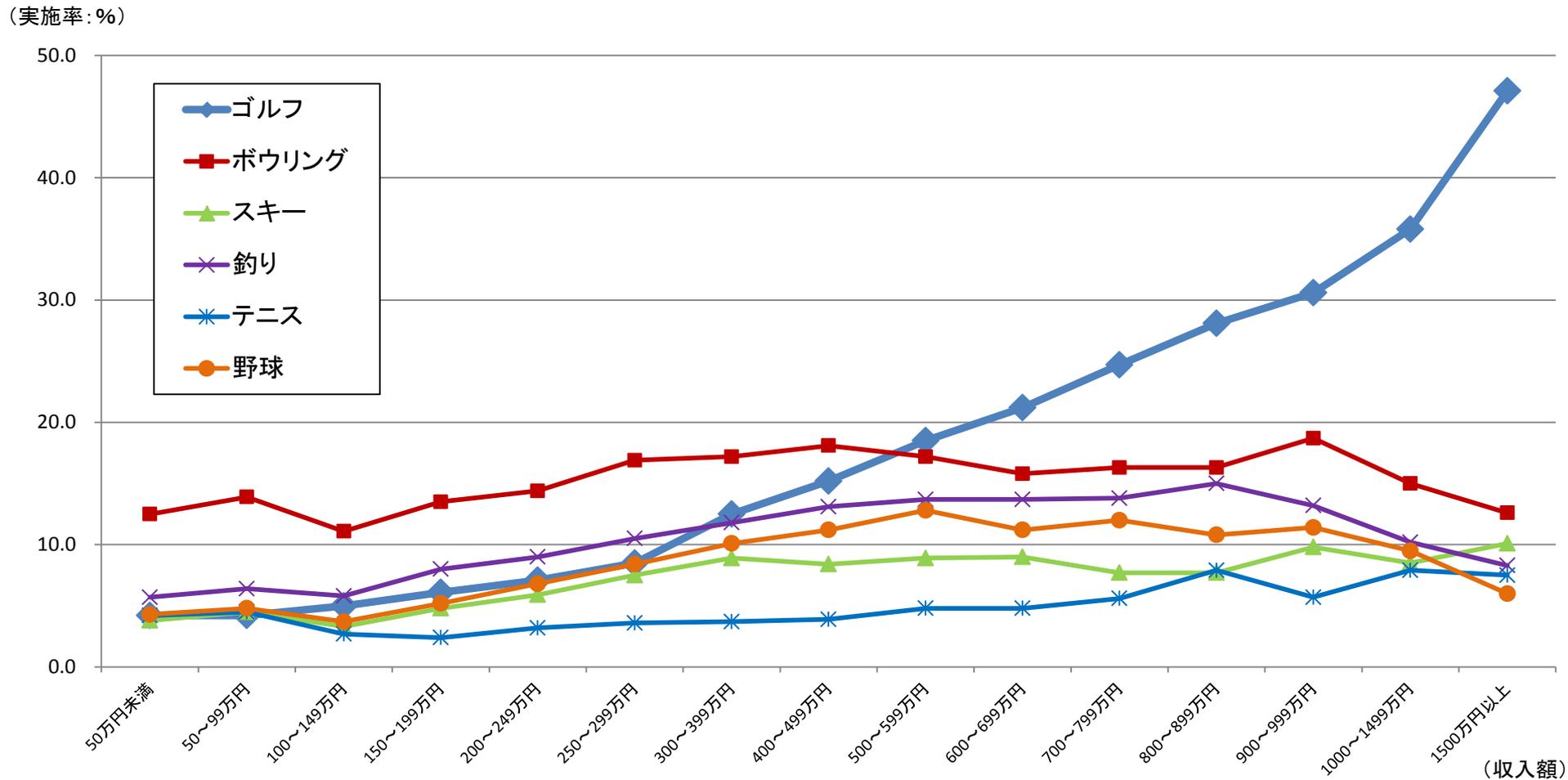
(ごみ処理)



※ このほか、調整池整備等の治水対策、消防・救急等の事業も実施

収入で分類した各スポーツ実施率の比較

ゴルフは、他のスポーツに比べて、収入が高くなるほど、実施率も高くなる傾向がみられる。



※ 出典 「平成23年社会生活基本調査(総務省)」

※ 「実施率」は、「各収入額における過去1年間に特定のスポーツを行った人数」を「各収入額の推定人数」で除して得た数。

※ 「ゴルフ」には練習場を、「スキー」にはスノーボードを、「野球」にはキャッチボールを含むもの。

ゴルフ場の利用に係る費用について

ゴルフ場の利用に係る費用は、他のスポーツと比較して高額であり、利用者の支出行為には十分な担税力が認められる。

(1) 各スポーツの年間平均費用(上位から)

スポーツ		年間平均費用 (円)
1	ハングライダー、パラグライダーなど	165,000
2	ゴルフ(コース)	164,100
3	ヨット、モーターボート	95,600
4	スキン・スキューバダイビング	89,400
5	エアロビクス、ジャズダンス	59,600
6	スキー	55,700
7	スノーボード	55,100
8	釣り	51,400
9	テニス	37,300
10	サーフィン、ウインドサーフィン	31,100

(2) ゴルフ(コース)と同程度の参加人口を有するスポーツの1回当たり費用

スポーツ		1回当たり費用 (円)	参加人口 (万人)
1	ゴルフ(コース)	10,790	720
2	釣り	4,440	670
3	テニス	1,370	560
4	ゴルフ(練習場)	1,280	760
5	サイクリング、サイクルスポーツ	700	830
6	卓球	460	700
7	キャッチボール、野球	460	680
8	バドミントン	410	700

※ 「2015 レジャー白書」(公益財団法人日本生産性本部)より。

「年間平均費用」は、衣服などの「用具等」に係る費用と受講料・入場料などの「会費等」に係る費用とを足しあわせて算出したもの。

「1回当たり費用」は、「年間平均費用」を「年間平均活動回数」で除して算出したもの。

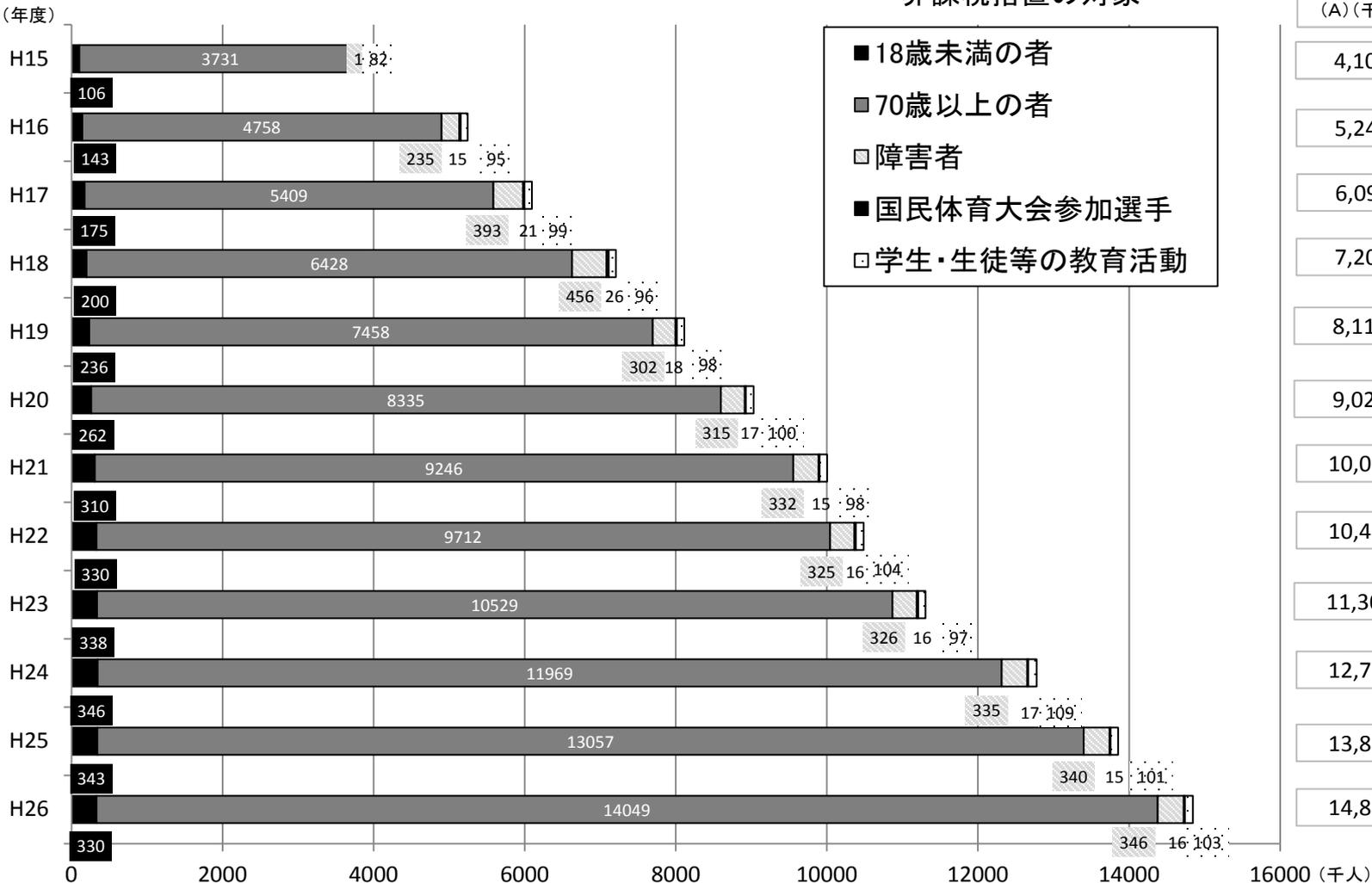
ゴルフ場利用税の非課税者数の推移

18歳未満の年少者、70歳以上の高齢者の利用は着実に増加しており、非課税措置は、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現に寄与。

非課税措置の対象

- 18歳未満の者
- 70歳以上の者
- 障害者
- 国民体育大会参加選手
- 学生・生徒等の教育活動

非課税者計 (A)(千人)	延利用者計 (B)(千人)	A/B
4,108	88,376	4.6%
5,246	85,307	6.1%
6,097	86,046	7.1%
7,207	88,235	8.2%
8,112	89,020	9.1%
9,029	90,786	9.9%
10,001	91,642	10.9%
10,488	88,092	11.9%
11,306	84,327	13.4%
12,776	86,745	14.7%
13,857	86,746	16.0%
14,845	86,505	17.2%



ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟

- 1 設立 : 平成25年11月7日
- 2 設立の目的 : ゴルフ場所在市町村の貴重な財源であるゴルフ場利用税を堅持するため、全国市長会及び全国町村会とも連携しながら、ゴルフ場所在市町村が一丸となって関係各方面に働きかける等の活動を行うことを目的とする。
- 3 加盟市町村数 : 840市町村(平成27年10月1日現在)
- 4 代表世話人 : 兵庫県三木市長・静岡県小山町長
- 5 事務局 : 兵庫県三木市

ゴルフ場利用税の堅持を求める要請書(抄)

(前略)

安倍内閣は「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定し、「ローカル・アベノミクス」の実現に向けて本年度中に「地方版総合戦略」を策定し、具体的事業を本格的に推進しようとしております。その一方で、都市から地方への税源の再分配機能を有し、貴重な自主財源となっているゴルフ場利用税を奪おうとするのは、魅力ある地方を守り育てていく地方創生のための様々な施策に影響を与えることにほかありません。

(中略)

現在ではゴルフ場が所在する市町村のうち約9割の団体が結束して、ゴルフ場利用税の存続に向けて活動を進めております。これらの事情を御賢察いただき、是非とも現行制度を堅持していただきますよう強く要請いたします。

平成27年7月

ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟